

インベスコ・ジャパン・ニューフロンティア・オープン

追加型投信/国内/株式

インベスコ・アセット・マネジメント

照会先

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100 (受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)
ホームページ <https://www.invesco.com/jp/ja/>

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

| | |
|----------|----------------------------------|
| 発行者名 | : インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 |
| 代表者の役職氏名 | : 代表取締役社長兼 CEO 佐藤 秀樹 |
| 本店の所在の場所 | : 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー14階 |
| 縦覧に供する場所 | : 該当事項はありません。 |

本書「投資信託説明書（請求目論見書）」は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書です。

インベスコ・ジャパン・ニューフロンティア・オープンの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年2月1日に関東財務局長に提出しており、2024年2月2日にその届出の効力が生じております。

本書は、当該有価証券届出書の内容（第三部 第2および第3に掲げる事項を除く）を記載した目論見書で、ご投資家の皆さまのご請求に基づき販売会社を通じてお渡しするものです。

インベスコ・ジャパン・ニューフロンティア・オープン

投資信託説明書（請求目論見書）目次

| | | |
|---------------------|-----------------|----|
| 第一部 証券情報 | | 1 |
| 第二部 ファンド情報 | | 3 |
| 第1 | ファンドの状況 | 3 |
| | 1 ファンドの性格 | 3 |
| | 2 投資方針 | 10 |
| | 3 投資リスク | 17 |
| | 4 手数料等及び税金 | 22 |
| | 5 運用状況 | 29 |
| 第2 | 管理及び運営 | 34 |
| | 1 申込（販売）手続等 | 34 |
| | 2 換金（解約）手続等 | 35 |
| | 3 資産管理等の概要 | 37 |
| | 4 受益者の権利等 | 40 |
| 第3 | ファンドの経理状況 | 41 |
| | 1 財務諸表 | 44 |
| | 2 ファンドの現況 | 52 |
| 第4 | 内国投資信託受益証券事務の概要 | 53 |
| 第三部 委託会社等の情報 | | 54 |
| 第1 | 委託会社等の概況 | 54 |
| | 1 委託会社等の概況 | 54 |
| | 2 事業の内容及び営業の概況 | 55 |
| | 3 委託会社等の経理状況 | 56 |
| | 4 利害関係人との取引制限 | 96 |
| | 5 その他 | 96 |
| 信託約款 | | 97 |

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

インベスコ・ジャパン・ニューフロンティア・オープン
以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・ファンドの受益権は、追加型証券投資信託受益権（契約型）（以下「受益権」といいます。）で、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けます。
- ・受益権の帰属は、後記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。
- ・振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
- ・委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
- ・委託会社の依頼により、信用格付業者から提供または閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供または閲覧に供される予定の信用格付もありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

* 受益権1口当たりの各発行価格に、各発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4)【発行（売出）価格】

購入の申込受付日の基準価額とします。

ただし、分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、委託会社の営業日に日々算出されます。ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「Jフロン」の銘柄名で掲載されます。また、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

(5)【申込手数料】

- ・購入時手数料は、購入口数に応じて、購入の申込受付日の基準価額に、販売会社が定める3.85%（税抜き3.50%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。

詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。

- ・分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(6)【申込単位】

購入単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

* 分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

(7)【申込期間】

継続申込期間：2024年2月2日から2024年8月1日まで

* 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社において、お申し込みを取り扱います。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

(9)【払込期日】

購入申し込みを行う投資者は、販売会社の定める日までに、購入代金をお申し込みの販売会社にお支払いください。

継続申込期間における各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社によって、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

販売会社において、払い込みを取り扱います。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

* ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業にかかる業務規程などの規則に従って取り扱われます。

* ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(12)【その他】

- ・ 申込証拠金はありません。
- ・ 購入代金には利息を付しません。
- ・ 日本以外の地域における発行はありません。
- ・ クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。
- ・ ファンドに関する照会先は以下のとおりです。

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ <https://www.invesco.com/jp/ja/>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

| | |
|---------|--|
| ファンドの目的 | わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とし、安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を図ることを目的とした運用を行います。 |
|---------|--|

信託金の限度額

| | |
|---------|--|
| 信託金の限度額 | 委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。 委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。 |
|---------|--|

ファンドの基本的性格

a. ファンドの商品分類

| 商品分類項目 | | 商品分類の定義 | |
|-----------|-------|---|-------|
| 単位型・追加型の別 | 単位型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド | |
| | 追加型投信 | | |
| 投資対象地域 | 国内 | 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの | |
| | 海外 | | |
| | 内外 | | |
| 投資対象資産 | 株式 | 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの | |
| | 不動産投信 | | その他資産 |
| | 資産複合 | | |

* ファンドの商品分類を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

b. ファンドの属性区分

| 属性区分項目 | | 属性区分の定義 |
|-------------|----------------|-----------|
| 投資対象 資産 | 株式 | |
| | (一般) (中小型株) | (大型株) |
| | 債券 | |
| | (一般) | (公債) |
| | (社債) | (その他債券) |
| | (クレジット属性) | |
| | 不動産投信 | |
| | その他資産(投資信託証券) | |
| 資産複合 | | |
| (資産配分固定型) | (資産配分変更型) | |
| 決算頻度 | 年1回 | 年2回 |
| | 年4回 | 年6回(隔月) |
| | 年12回(毎月) | 日々 |
| | その他 | |
| | | |
| 投資対象 地域 | グローバル | 日本 |
| | 北米 | 欧州 |
| | アジア | オセアニア |
| | 中南米 | アフリカ |
| | 中近東(中東) | エマージング |
| | | |

* ファンドの属性区分を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

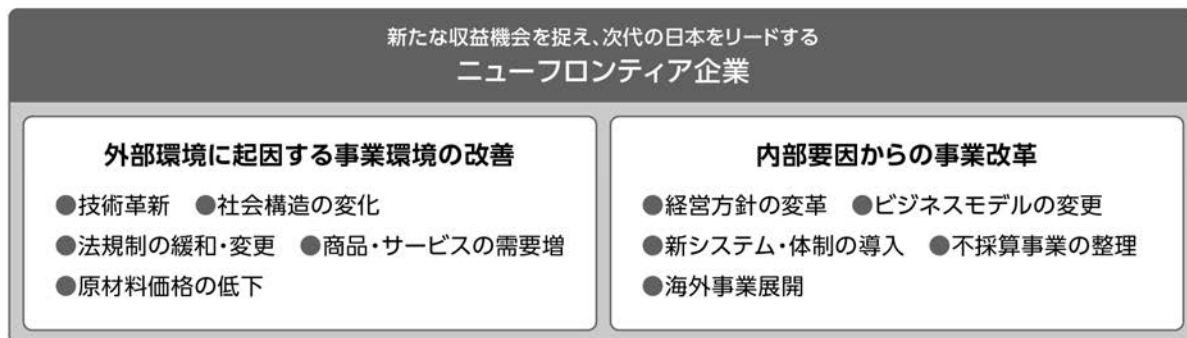
ファンドの特色

| | |
|----|--|
| 1. | わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式のうち、構造改革や規制緩和で恩恵を受けたり、新しいビジネスで日本をリードする「ニューフロンティア企業」に投資を行います。 |
| 2. | 投資に当たっては、ボトムアップ・アプローチにより、企業の収益性、成長性、安定性などを総合的に勘案して選定した銘柄に分散投資します。 |
| 3. | <p>TOPIX（東証株価指数）（税引前配当込み）¹をベンチマーク²とし、中長期的にベンチマークを上回ることを目指します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>1 TOPIXは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。</p> <p>2 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を得ることを目的としていますが、ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。</p> </div> <p>*ファンドのベンチマークは、2024年2月2日を変更適用日として、以下の通り「配当込み指数」に変更しております。 （変更前）TOPIX（東証株価指数） （変更後）TOPIX（東証株価指数）（税引前配当込み）</p> |

ファンドのポイント

ファンドのポイント

ファンドは、次代の日本をリードする「ニューフロンティア企業」に投資します。



*上記はイメージ図です。

ファンドの運用プロセス



ファンドの運用プロセス等は、2023年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

*当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

(2) 【ファンドの沿革】

| | |
|------------|--|
| 1995年11月6日 | 信託契約締結、ファンド設定、運用開始 |
| 2000年4月1日 | 「GT・ジャパン・ニューフロンティア・オープン」から「インベスコ・ジャパン・ニューフロンティア・オープン」にファンドの名称を変更 |
| 2007年1月4日 | 投資信託振替制度への移行 |

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの運営の仕組み

a. ファンドの関係法人の概要



b. 委託会社およびファンドの関係法人の役割

| | |
|-----------------------------------|---|
| 委託会社 インベスコ・アセット・マネジ メント株式会社 | 投資信託財産の運用指図、信託約款の届け出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）・運用報告書の作成、投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）および投資信託財産に関する帳簿書類の作成などを行います。 |
| 受託会社 野村信託銀行株式会社 | 委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 |
| 販売会社 | 受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。 |

c. 委託会社がファンドの関係法人と締結している契約等の概要

| | |
|--|--|
| 受託会社と締結している契約： 証券投資信託契約 | 信託約款に基づき締結され、運用方針、投資制限、委託会社・受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬の総額、信託期間などファンドの運営に関する事項が規定されています。 |
| 販売会社と締結している契約： 受益権の募集・販売等に関する 契約 | 受益権の募集・販売の取り扱い、分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務、その他これらに付随する事務および手続きなどの内容が規定されています。 |

委託会社等の概況

| | | | | |
|---------|--|--|---------|------|
| 名称（商号等） | インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 （金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第306号） | | | |
| 資本金 | 4,000百万円（2023年11月30日現在） | | | |
| 沿革 | <p>1986年：エムアイエム・トウキョウ株式会社（後のインベスコ投資顧問株式会社）設立</p> <p>1990年：エムアイエム投信株式会社（後のインベスコ投信株式会社）設立</p> <p>1996年：インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更</p> <p>1998年：エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併</p> <p>2014年：インベスコ・アセット・マネジメント株式会社に社名変更</p> | | | |
| 大株主の状況 | （2023年11月30日現在） | | | |
| | 名称 | 住所 | 所有株式数 | 所有比率 |
| | インベスコ・フ アー・イース ト・リミテッド | Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, United Kingdom | 40,000株 | 100% |

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

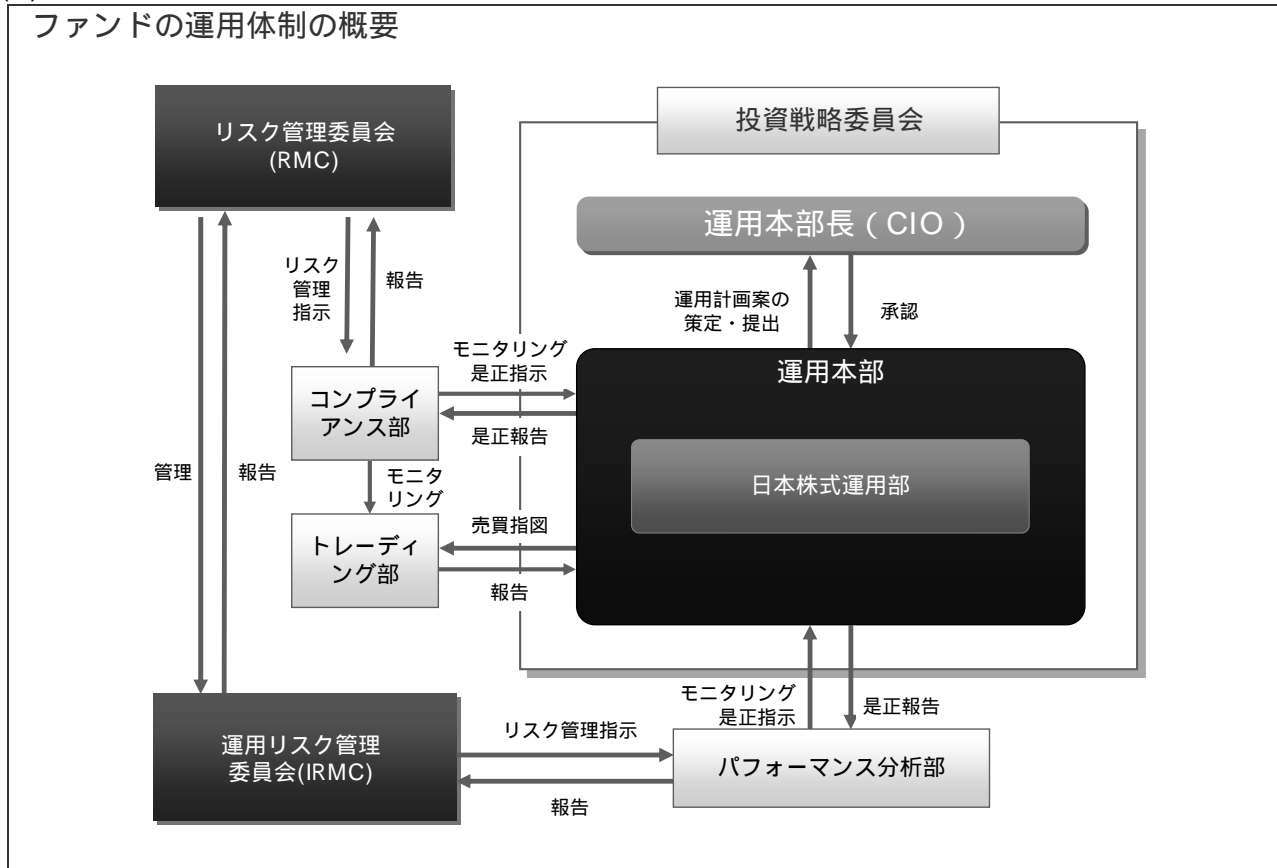
| | |
|--------|--|
| 基本方針 | この投資信託は、安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を図ることを目的とした運用を行います。 |
| 主な投資態度 | <ul style="list-style-type: none"> ・非株式割合は、原則として、投資信託財産総額の50%以下とします。 ・わが国の株式の中から、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して選定した銘柄に分散投資を行います。 ・ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。 |

(2) 【投資対象】

| | |
|--|--|
| 投資対象とする資産の種類（特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるもの）） | <ul style="list-style-type: none"> a . 有価証券 b . デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第21条および第22条に定めるものに限ります。） c . 約束手形 d . 金銭債権 |
| 投資対象とする有価証券 | <p>委託会社は、信託金を、主として以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <ul style="list-style-type: none"> a . 株券または新株引受権証券 b . 国債証券 c . 地方債証券 d . 特別の法律により法人の発行する債券 e . 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。） f . 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。） g . 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。） h . 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。） i . 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。） j . コマーシャル・ペーパー k . 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券 l . 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記 a . から k . までの証券または証書の性質を有するもの m . 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。） n . 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。） |

| | |
|--------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> o . 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18号で定めるものをいいます。） p . オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。） q . 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20号で定めるものをいいます。） r . 外国法人が発行する譲渡性預金証書 s . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの t . 外国の者に対する権利で前 s . の有価証券の性質を有するもの |
| <p>投資対象とする金融商品</p> | <p>委託会社は、信託金を、以下の金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> a . 預金 b . 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14号に規定する受益証券発行信託を除きます。） c . コール・ローン <p>* 前記「投資対象とする有価証券」にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の金融商品により運用することができます。</p> |

(3) 【運用体制】



| | |
|---------------------------|--|
| <p>運用に関する組織</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ファンドは、運用本部の日本株式運用部によって運用されます。当該運用部は、運用に関する調査・分析、投資判断などを行い、ポートフォリオを構築します。 ・トレーディング部は、運用本部から売買の指図を受け、発注を行います。 |
| <p>内部管理および意思決定を監督する組織</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス部（4名程度）は、ファンドのガイドラインの遵守状況のモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告します。また、必要に応じて運用本部へ是正を指示し、是正状況を確認します。 ・パフォーマンス分析部（2名程度）は、ファンドの運用リスク分析およびパフォーマンス分析を行い、その結果を運用本部にフィードバックするとともに、運用リスク管理委員会に報告します。 ・運用リスク管理委員会（10名程度）は、パフォーマンス分析部からの報告を基に、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をリスク管理委員会へ報告します。 <p>* 「3 投資リスク (3)投資リスクに対する管理体制」もご覧下さい。</p> |
| <p>運用に関する社内規程</p> | <p>ファンドの運用業務およびリスク管理について、それぞれ社内規程を定めています。</p> |
| <p>ファンドの関係法人に対する管理体制</p> | <p>受託会社などの管理・統制については、外部監査法人による「内部統制監査報告書」を入手し、検証・モニタリングなどを行っております。</p> |

上記運用体制における組織名称等は、2023年11月30日現在のものであり、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

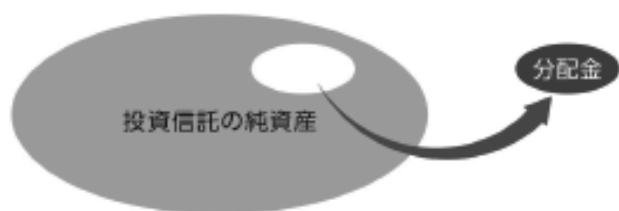
| | |
|----------|--|
| ファンドの決算日 | 年1回の11月5日（同日が休業日の場合は翌営業日）。 |
| 分配方針 | <ul style="list-style-type: none">・分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。・分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。 |
| 分配金の支払い | 分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。 * 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金にかかる決算日以前において、一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者として）に支払います。 * 分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。 |

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

■ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるため、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



■ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、分配金の水準のみからファンドの収益率を求めることはできません。

■ 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

(5) 【投資制限】

信託約款上の投資制限

| | |
|-------------------------------|--|
| 株式への投資制限（運用の基本方針） | 株式への投資割合には、制限を設けません。 |
| 外貨建資産への投資制限（運用の基本方針） | 外貨建資産への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。 |
| 新株引受権証券などへの投資制限（運用の基本方針） | 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。 |
| 同一銘柄の株式への投資制限（運用の基本方針） | 同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 |
| 同一銘柄の新株引受権証券などへの投資制限（運用の基本方針） | 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 |
| 同一銘柄の転換社債などへの投資制限（運用の基本方針） | 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債 ¹ への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 1 新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。以下同じです。 |
| 投資信託証券への投資制限（運用の基本方針） | 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 |
| デリバティブ取引の利用（運用の基本方針） | デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。 |
| デリバティブ取引等にかかる投資制限（第16条の2第6項） | デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 |
| 信用リスク集中回避のための投資制限（第18条の2） | 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うものとします。 |

| | |
|---------------------------|--|
| 先物取引等の運用指図（第21条） | <ul style="list-style-type: none"> ・投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、以下の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとし（以下同じです。）、外国の有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。 <ul style="list-style-type: none"> - わが国の金融商品取引所²における有価証券先物取引 - わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引 - わが国の金融商品取引所における有価証券オプション取引 - 外国の金融商品取引所における上記の取引と類似の取引 ・投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。 ・投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。 <p>2 金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設する者を「証券取引所」という場合があります。</p> |
| スワップ取引の運用指図（第22条） | <ul style="list-style-type: none"> ・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。 ・スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行います。 ・スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行います。 |
| 有価証券の貸し付けの指図（第23条） | <ul style="list-style-type: none"> ・投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を貸し付けることの指図をすることができます。 ・有価証券の貸し付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行います。 |
| 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（第25条） | <p>わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、外貨建有価証券への投資が制約されることがあります。</p> |
| 外国為替予約取引の指図（第26条） | <p>投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</p> |

| | |
|----------------------|---|
| <p>資金の借り入れ（第35条）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。 ・当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。 ・借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。 |
|----------------------|---|

上記の投資制限の詳細は、信託約款をご覧ください。

法令に基づく投資制限

| | |
|--|--|
| <p>デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）</p> | <p>委託会社は、信託財産に関して、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。</p> |
| <p>同一の法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）</p> | <p>委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として保有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権総数の100分の50を超えることとなる場合、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。</p> |

3【投資リスク】

投資信託はリスクを含む商品であり、ファンドは国内の株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、以下のような要因により基準価額が変動し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入しておりません。

ご投資家の皆さまにおかれましては、ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申し込みください。

(1) 基準価額の変動要因

| | |
|-----------------|--|
| 価格変動リスク (株式) | 《株価の下落は、基準価額の下落要因です。》 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績や財務状況、市場の需給などを反映し、下落することがあります。 中小型株式は、一般的に業績の変化が大きく、株式市場全体の値動きよりも株価の変動が大きくなる傾向にあります。 |
| 信用リスク | 《発行体や取引先の債務不履行等の発生は、基準価額の下落要因です。》 ファンドが投資する有価証券の発行体が債務不履行や倒産に陥った場合、または懸念される場合、当該有価証券の価格が大きく下落したり、投資資金を回収できなくなることがあります。また、投資する金融商品の取引先に債務不履行等が発生した場合に、損失が生じることがあります。 |
| 流動性リスク | 《流動性の低い有価証券等は、不利な条件での売買となる可能性があります。》 市場規模が小さい、または取引量が少ない有価証券等については、市場実勢から期待される価格で売買できない場合や、希望する数量の一部またはすべての売買ができない可能性があります。 |

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(2)その他の留意点

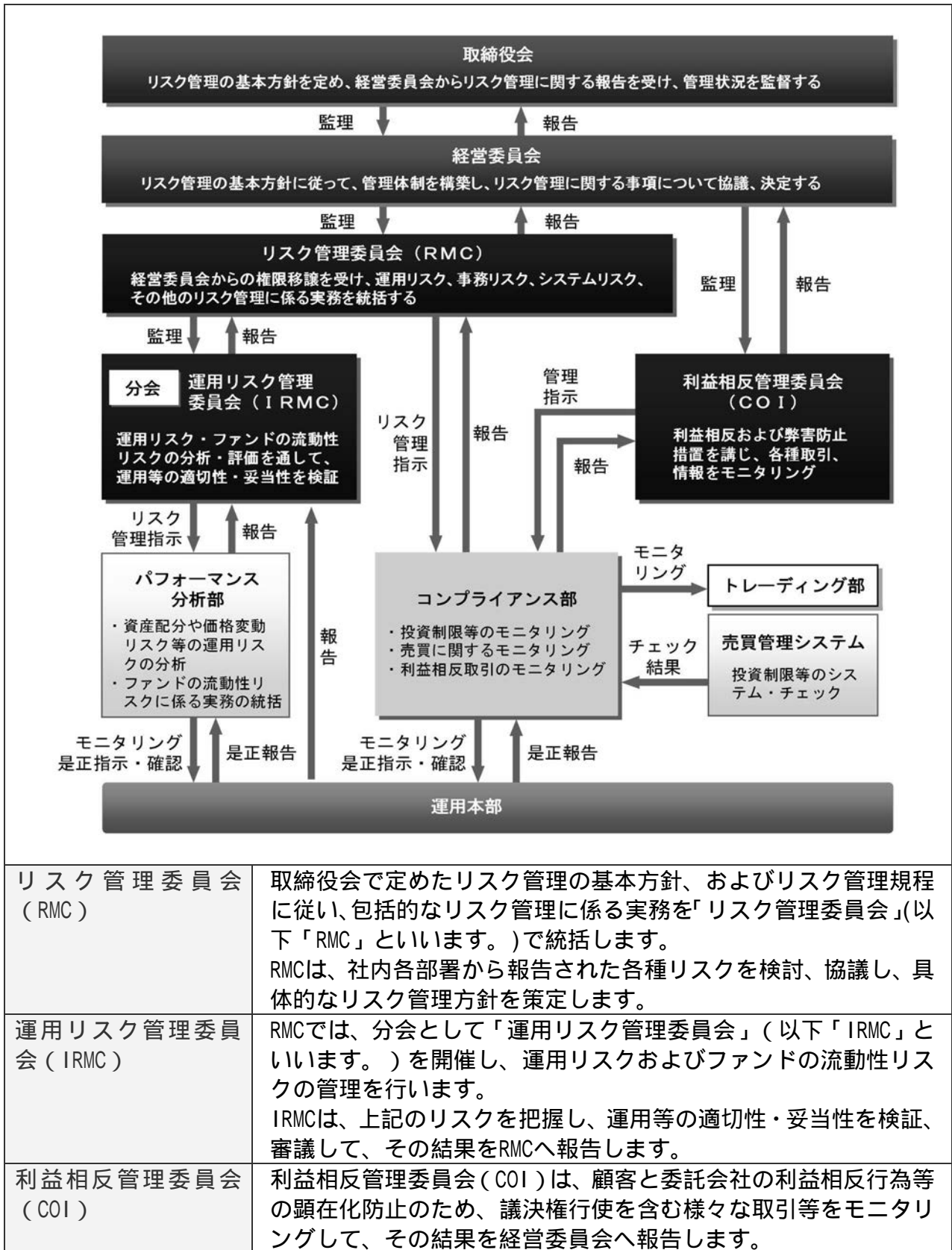
ファンド固有の留意点

| | |
|---------------|-------------------------------|
| ベンチマークに関する留意点 | ベンチマークは、今後、他の指数へ変更されることがあります。 |
|---------------|-------------------------------|

投資信託に関する留意点

| | |
|-----------|--|
| 換金に関する留意点 | ファンドにおいて短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合や市場環境の急激な変化等が生じた場合は、当初期待された価格や数量で有価証券等を売却できないことや取引に時間を要することがあるため、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。また、これらの要因等により有価証券等の売却・換金が困難となった場合や、資金の受け渡しに関する障害が発生した場合は、ファンドの換金のお申し込みの受付中止（既にお申し込みを受け付けた場合を含みます。）や換金資金のお支払いの遅延となる可能性があります。 |
|-----------|--|

(3)投資リスクに対する管理体制
投資リスク管理体制の概要



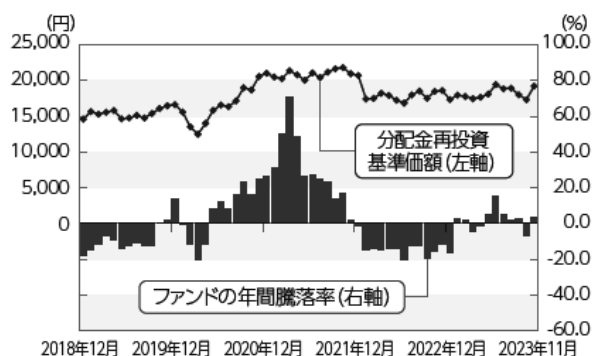
関係部署の役割

| | |
|------------|---|
| 運用本部 | ファンドの流動性に関する緊急時対応策の有効性を検証し、その結果をIRMCに報告します。 |
| パフォーマンス分析部 | 資産配分や価格変動リスクなどの運用リスク分析およびパフォーマンス分析を行います。また、ファンドの流動性リスクに係るモニタリングや是正処置の策定などの実務を統括し、その結果をIRMCに報告します。 |
| コンプライアンス部 | ファンドの信託約款や法令等で規定されているガイドラインの遵守状況、最良執行など売買取引をモニタリングし、その結果をRMCに報告します。 また、必要に応じて運用本部へ是正を指示し、是正状況を確認します。 |

上記「投資リスクに対する管理体制」における組織名称などは、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的な投資リスク管理体制が変更されるものではありません。

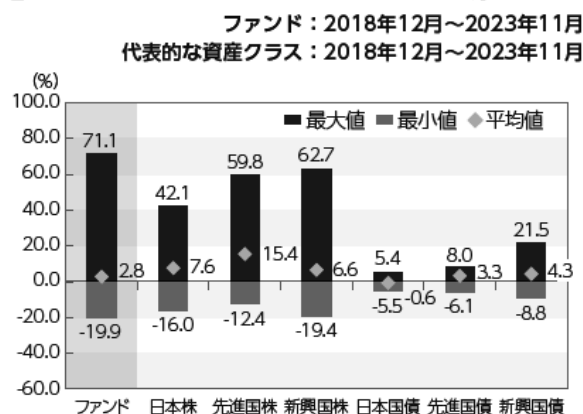
〈参考情報〉

■ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



* 上記、各グラフのファンドに関するデータは、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算した分配金再投資基準価額を用いています。実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



* 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しています。

代表的な資産クラスの指数について

日本株 TOPIX (東証株価指数) (配当込み)

TOPIX (東証株価指数) (配当込み) は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。なお、円ベース指数については、委託会社がMSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、米ドルベース) に、当日の米ドル為替レート (WM/ロイター値) を乗じて算出しています。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドは、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。円ベース指数については、委託会社がJPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (米ドルベース) に、当日の米ドル為替レート (WM/ロイター値) を乗じて算出しています。指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はJPMorgan Chase & Co.及び関係会社 (JPモルガン) に帰属しております。JPモルガンは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。JPモルガンは、指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドを推奨するものでもなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

* 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】 < 投資者が直接的に負担する費用 >

| | |
|----------------|---|
| 購入時手数料 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 購入時手数料 は、購入口数に応じて、購入の申込受付日の基準価額に、販売会社が定める3.85%（税抜き3.50%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 ・ 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、販売会社にお支払いいただきます。 <p>詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。</p> |
| 分配金の再投資にかかる手数料 | 分配金を再投資する場合は、無手数料とします。 |

(2) 【換金(解約)手数料】 < 投資者が直接的に負担する費用 >

| | |
|-----------|----------------------------|
| 換金（解約）手数料 | ファンドの換金（解約）にあたり、手数料はありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

* 「信託財産留保額」とは、換金（解約）する受益者と償還時まで投資を続ける受益者との間の公平性を確保するため、信託期間満了前に換金（解約）する受益者から徴収する一定の金額をいいます。差し引かれた信託財産留保額は、信託財産に留保されます。

(3) 【信託報酬等】 < 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 >

| 信託報酬の額 | 日々の投資信託財産の純資産総額に年率1.65%（税抜き1.50%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|--------|--------|------|------|----------------|--------|--------|--------|------------|-------|-------|-------|----------------------|-------|-------|-------|------------------------|-------|-------|-------|--------------------------|-------|-------|-------|-----|-------|------|--|------|--|------|-----------------------------|
| 信託報酬の配分 | <p>信託報酬の配分は、販売会社ごとの取扱純資産残高に応じて以下の通り（税抜き）とします。</p> <table border="1" data-bbox="518 358 1412 761"> <thead> <tr> <th>配分先</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> <tr> <th>販売会社ごとの取扱純資産残高</th> <th>配分（年率）</th> <th>配分（年率）</th> <th>配分（年率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100億円以下の部分</td> <td>0.70%</td> <td>0.70%</td> <td>0.10%</td> </tr> <tr> <td>100億円超 500億円以下の部分</td> <td>0.40%</td> <td>1.00%</td> <td>0.10%</td> </tr> <tr> <td>500億円超 2,000億円以下の部分</td> <td>0.35%</td> <td>1.05%</td> <td>0.10%</td> </tr> <tr> <td>2,000億円超 5,000億円以下の部分</td> <td>0.32%</td> <td>1.08%</td> <td>0.10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>信託報酬の配分先および役務の内容は以下の通りです。</p> <table border="1" data-bbox="518 828 1412 1097"> <thead> <tr> <th>配分先</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等</td> </tr> </tbody> </table> | 配分先 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 販売会社ごとの取扱純資産残高 | 配分（年率） | 配分（年率） | 配分（年率） | 100億円以下の部分 | 0.70% | 0.70% | 0.10% | 100億円超 500億円以下の部分 | 0.40% | 1.00% | 0.10% | 500億円超 2,000億円以下の部分 | 0.35% | 1.05% | 0.10% | 2,000億円超 5,000億円以下の部分 | 0.32% | 1.08% | 0.10% | 配分先 | 役務の内容 | 委託会社 | ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等 | 販売会社 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等 | 受託会社 | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 |
| 配分先 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 販売会社ごとの取扱純資産残高 | 配分（年率） | 配分（年率） | 配分（年率） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 100億円以下の部分 | 0.70% | 0.70% | 0.10% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 100億円超 500億円以下の部分 | 0.40% | 1.00% | 0.10% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 500億円超 2,000億円以下の部分 | 0.35% | 1.05% | 0.10% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2,000億円超 5,000億円以下の部分 | 0.32% | 1.08% | 0.10% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 配分先 | 役務の内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委託会社 | ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 販売会社 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払方法 | 毎日計上し、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(4) 【その他の手数料等】 < 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 >

信託事務の諸経費

| | |
|--------|---|
| 該当する費用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産を外国で保管する場合の費用 ・ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用 ・ 受託会社の立て替えた立替金の利息 ・ 投資信託財産に関する租税 ・ 信託事務の処理等に要する諸費用 |
| 計算方法等 | 運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額または計算方法を記載できません。 |
| 支払方法 | 受益者の負担とし、投資信託財産中から実費を支弁します。 |

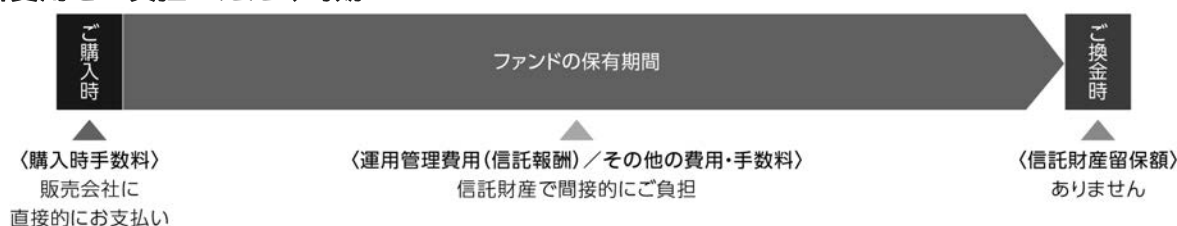
その他信託事務の諸費用

| | | |
|---|--|---|
| 該当する費用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査費用（ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用） | |
| 計算方法等 | <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"> その他信託事務の諸費用 上限固定率 純資産総額に対して年率0.11%（税抜き0.10%） </td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託会社は、その他信託事務の諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。 ・ 委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他信託事務の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.11%（税抜き0.10%）相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他信託事務の諸費用の合計額とみなし、ファンドより受領することができます。 ・ 委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。 | その他信託事務の諸費用 上限固定率 純資産総額に対して年率0.11%（税抜き0.10%） |
| その他信託事務の諸費用 上限固定率 純資産総額に対して年率0.11%（税抜き0.10%） | | |
| 支払方法 | 毎日計上し、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から、消費税等相当額とともに、委託会社に支払われます。 | |

◆上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

（参考）

各費用をご負担いただく時期



<照会先>

上記、手数料等に関する詳細は、お申し込みの販売会社または以下の照会先へお問い合わせください。

照会先

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ <https://www.invesco.com/jp/ja/>

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。日本の居住者（法人を含む。）である受益者に対する課税上の取扱いは、以下のとおりです。

個人の受益者に対する課税の取扱い

| | | |
|-----------------|---|---------------------------------|
| 分配金に対する課税 | ・分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。 | |
| | 2037年12月31日まで | 20.315% (所得税15.315%および地方税5%) |
| | 2038年1月1日以降 | 20% (所得税15%および地方税5%) |
| | ・原則として確定申告は不要ですが、確定申告により総合課税（配当控除の適用があります。）または申告分離課税を選択することも可能です。 | |
| 解約金および償還金に対する課税 | ・解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。 | |
| | 2037年12月31日まで | 20.315% (所得税15.315%および地方税5%) |
| | 2038年1月1日以降 | 20% (所得税15%および地方税5%) |
| | ・原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）を利用した場合は、申告不要です。 | |
| 損益通算について | ・解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により他の上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま | |
| | す。）と損益通算することができます。 ・解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま | |
| | す。）については、他の上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。 * 特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。 | |

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税の取り扱い

| | | |
|--|--|---------|
| 分配金、解約金および償還金に対する課税 | <ul style="list-style-type: none"> 分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率により所得税が源泉徴収されます。 | |
| | 2037年12月31日まで | 15.315% |
| | 2038年1月1日以降 | 15% |
| <ul style="list-style-type: none"> 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額より控除することができます。 | | |

個別元本について

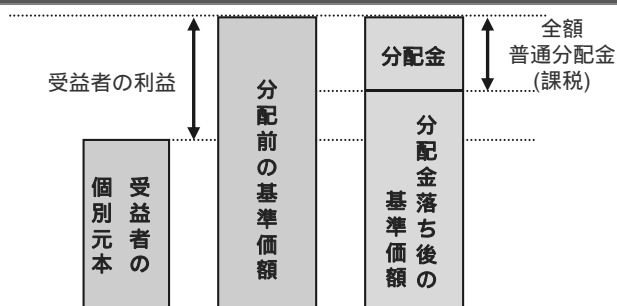
- 追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（以下「個別元本」といいます。）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加取得を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

「元本払戻金(特別分配金)」については、下記「分配金の課税について」をご参照ください。

分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。

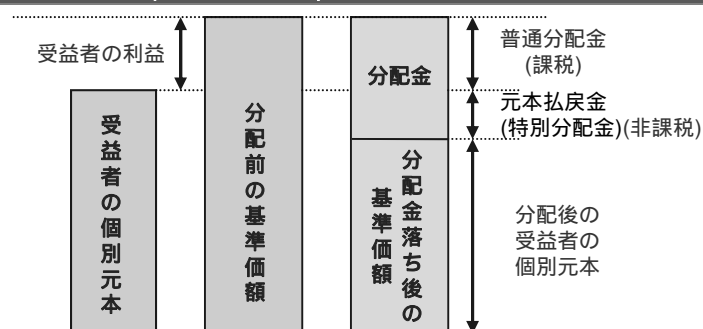
普通分配金



分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額または上回っている場合、分配金の全額が普通分配金となります。

上図は、イメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

元本払戻金(特別分配金)



分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合、その下回る部分が元本払戻金(特別分配金)となり、分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

上図は、イメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

上記は、2023年11月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】(2023年11月30日現在)

| 投資資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|------|---------------|---------|
| 株式 | 日本 | 1,709,576,400 | 95.55 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | | 79,616,555 | 4.44 |
| 合計(純資産総額) | | 1,789,192,955 | 100.00 |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(2) 【投資資産】(2023年11月30日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 (株式数) | 帳簿価額 単価(円) | 帳簿価額 金額(円) | 評価額 単価(円) | 評価額 金額(円) | 投資 比率 (%) |
|----|------|----|-------------------|----------|-------------|---------------|---------------|--------------|--------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 株式 | B I P R O G Y | 情報・通信業 | 19,600 | 4,138.00 | 81,104,800 | 4,273.00 | 83,750,800 | 4.68 |
| 2 | 日本 | 株式 | F P パートナー | 保険業 | 14,900 | 4,225.00 | 62,952,500 | 5,000.00 | 74,500,000 | 4.16 |
| 3 | 日本 | 株式 | カバー | 情報・通信業 | 21,900 | 2,570.00 | 56,283,000 | 3,240.00 | 70,956,000 | 3.96 |
| 4 | 日本 | 株式 | パルグループホールディングス | 小売業 | 25,400 | 1,995.00 | 50,673,000 | 2,336.00 | 59,334,400 | 3.31 |
| 5 | 日本 | 株式 | ジャパンマテリアル | サービス業 | 22,800 | 2,310.00 | 52,668,000 | 2,597.00 | 59,211,600 | 3.30 |
| 6 | 日本 | 株式 | 大栄環境 | サービス業 | 25,000 | 2,118.00 | 52,950,000 | 2,321.00 | 58,025,000 | 3.24 |
| 7 | 日本 | 株式 | 太陽ホールディングス | 化学 | 17,000 | 2,950.00 | 50,150,000 | 2,990.00 | 50,830,000 | 2.84 |
| 8 | 日本 | 株式 | ゴールドウイン | 繊維製品 | 4,100 | 10,095.00 | 41,389,500 | 11,535.00 | 47,293,500 | 2.64 |
| 9 | 日本 | 株式 | ウエストホールディングス | 建設業 | 14,000 | 3,380.00 | 47,320,000 | 3,100.00 | 43,400,000 | 2.42 |
| 10 | 日本 | 株式 | 朝日インテック | 精密機器 | 14,600 | 2,659.00 | 38,821,400 | 2,866.50 | 41,850,900 | 2.33 |
| 11 | 日本 | 株式 | 日東紡績 | ガラス・土石製品 | 9,200 | 4,190.00 | 38,548,000 | 4,495.00 | 41,354,000 | 2.31 |
| 12 | 日本 | 株式 | 住信SBIネット銀行 | 銀行業 | 24,600 | 1,635.00 | 40,221,000 | 1,664.00 | 40,934,400 | 2.28 |
| 13 | 日本 | 株式 | M A R U W A | ガラス・土石製品 | 1,300 | 27,870.00 | 36,231,000 | 29,770.00 | 38,701,000 | 2.16 |
| 14 | 日本 | 株式 | プラスアルファ・コンサルティング | 情報・通信業 | 13,400 | 2,695.00 | 36,113,000 | 2,719.00 | 36,434,600 | 2.03 |
| 15 | 日本 | 株式 | ハーモニック・ドライブ・システムズ | 機械 | 8,100 | 3,881.06 | 31,436,590 | 4,475.00 | 36,247,500 | 2.02 |
| 16 | 日本 | 株式 | 乃村工藝社 | サービス業 | 42,900 | 883.00 | 37,880,700 | 840.00 | 36,036,000 | 2.01 |
| 17 | 日本 | 株式 | 九電工 | 建設業 | 7,700 | 4,492.00 | 34,588,400 | 4,663.00 | 35,905,100 | 2.00 |
| 18 | 日本 | 株式 | S O M P Oホールディングス | 保険業 | 5,300 | 6,670.00 | 35,351,000 | 6,757.00 | 35,812,100 | 2.00 |
| 19 | 日本 | 株式 | ニチコン | 電気機器 | 24,100 | 1,294.00 | 31,185,400 | 1,471.00 | 35,451,100 | 1.98 |
| 20 | 日本 | 株式 | S W C C | 非鉄金属 | 13,200 | 2,599.81 | 34,317,608 | 2,681.00 | 35,389,200 | 1.97 |
| 21 | 日本 | 株式 | リゾートトラスト | サービス業 | 15,600 | 2,194.00 | 34,226,400 | 2,250.50 | 35,107,800 | 1.96 |
| 22 | 日本 | 株式 | テクノプロ・ホールディングス | サービス業 | 10,200 | 3,459.12 | 35,283,108 | 3,434.00 | 35,026,800 | 1.95 |
| 23 | 日本 | 株式 | ビジョン | 情報・通信業 | 29,900 | 1,407.00 | 42,069,300 | 1,162.00 | 34,743,800 | 1.94 |
| 24 | 日本 | 株式 | 共立メンテナンス | サービス業 | 6,000 | 6,010.86 | 36,065,177 | 5,739.00 | 34,434,000 | 1.92 |
| 25 | 日本 | 株式 | T O W A | 機械 | 4,800 | 5,400.00 | 25,920,000 | 7,060.00 | 33,888,000 | 1.89 |
| 26 | 日本 | 株式 | テクマトリックス | 情報・通信業 | 19,000 | 1,663.00 | 31,597,000 | 1,735.00 | 32,965,000 | 1.84 |
| 27 | 日本 | 株式 | S H I F T | 情報・通信業 | 900 | 30,150.00 | 27,135,000 | 34,440.00 | 30,996,000 | 1.73 |
| 28 | 日本 | 株式 | エムアップホールディングス | 情報・通信業 | 29,500 | 1,230.00 | 36,285,000 | 1,018.00 | 30,031,000 | 1.67 |
| 29 | 日本 | 株式 | 東京応化工業 | 化学 | 3,200 | 9,071.00 | 29,027,200 | 9,163.00 | 29,321,600 | 1.63 |
| 30 | 日本 | 株式 | 五洋建設 | 建設業 | 35,100 | 873.20 | 30,649,320 | 810.40 | 28,445,040 | 1.58 |

種類別および業種別投資比率

| 種 類 | 業 種 | 投資比率(%) |
|-----|----------|---------|
| 株式 | サービス業 | 22.88 |
| | 情報・通信業 | 21.78 |
| | 保険業 | 6.16 |
| | 建設業 | 6.02 |
| | 化学 | 6.02 |
| | 機械 | 5.58 |
| | 電気機器 | 5.05 |
| | ガラス・土石製品 | 4.47 |
| | 小売業 | 3.31 |
| | 繊維製品 | 2.96 |
| | その他金融業 | 2.65 |
| | 精密機器 | 2.33 |
| | 銀行業 | 2.28 |
| | 非鉄金属 | 1.97 |
| | 不動産業 | 1.48 |
| | 卸売業 | 0.54 |
| | 合 計 | 95.55 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| | 純資産総額 (百万円) (分配落) | 純資産総額 (百万円) (分配付) | 1口当たり 純資産額 (円) (分配落) | 1口当たり 純資産額 (円) (分配付) |
|------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 第19期計算期間(2014年11月5日現在) | 3,356 | 3,356 | 0.8453 | 0.8453 |
| 第20期計算期間(2015年11月5日現在) | 3,548 | 3,548 | 1.0466 | 1.0466 |
| 第21期計算期間(2016年11月7日現在) | 2,874 | 2,874 | 0.8706 | 0.8706 |
| 第22期計算期間(2017年11月6日現在) | 3,069 | 3,069 | 1.1899 | 1.1899 |
| 第23期計算期間(2018年11月5日現在) | 2,526 | 2,526 | 1.1031 | 1.1031 |
| 第24期計算期間(2019年11月5日現在) | 2,216 | 2,216 | 1.1106 | 1.1106 |
| 第25期計算期間(2020年11月5日現在) | 2,368 | 2,368 | 1.3328 | 1.3328 |
| 第26期計算期間(2021年11月5日現在) | 2,449 | 2,449 | 1.5141 | 1.5141 |
| 第27期計算期間(2022年11月7日現在) | 1,908 | 1,908 | 1.2341 | 1.2341 |
| 第28期計算期間(2023年11月6日現在) | 1,719 | 1,719 | 1.2449 | 1.2449 |
| 2022年11月末日 | 1,937 | - | 1.2585 | - |
| 2022年12月末日 | 1,806 | - | 1.1735 | - |
| 2023年1月末日 | 1,870 | - | 1.2153 | - |
| 2023年2月末日 | 1,851 | - | 1.2036 | - |
| 2023年3月末日 | 1,803 | - | 1.1821 | - |
| 2023年4月末日 | 1,810 | - | 1.1948 | - |
| 2023年5月末日 | 1,840 | - | 1.2250 | - |
| 2023年6月末日 | 1,972 | - | 1.3152 | - |
| 2023年7月末日 | 1,917 | - | 1.2771 | - |
| 2023年8月末日 | 1,784 | - | 1.2813 | - |
| 2023年9月末日 | 1,689 | - | 1.2201 | - |
| 2023年10月末日 | 1,620 | - | 1.1726 | - |
| 2023年11月末日 | 1,789 | - | 1.3015 | - |

【分配の推移】

| | 1口当たりの分配金(円) |
|----------|--------------|
| 第19期計算期間 | 0.0000 |
| 第20期計算期間 | 0.0000 |
| 第21期計算期間 | 0.0000 |
| 第22期計算期間 | 0.0000 |
| 第23期計算期間 | 0.0000 |
| 第24期計算期間 | 0.0000 |
| 第25期計算期間 | 0.0000 |
| 第26期計算期間 | 0.0000 |
| 第27期計算期間 | 0.0000 |
| 第28期計算期間 | 0.0000 |

【収益率の推移】

| | 収益率(%) |
|----------|--------|
| 第19期計算期間 | 0.60 |
| 第20期計算期間 | 23.81 |
| 第21期計算期間 | 16.82 |
| 第22期計算期間 | 36.68 |
| 第23期計算期間 | 7.29 |
| 第24期計算期間 | 0.68 |
| 第25期計算期間 | 20.01 |
| 第26期計算期間 | 13.60 |
| 第27期計算期間 | 18.49 |
| 第28期計算期間 | 0.88 |

(注)収益率は、計算期間末の基準価額(分配の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(4)【設定及び解約の実績】

| | 設定数量(口) | 解約数量(口) |
|----------|-------------|-------------|
| 第19期計算期間 | 71,305,122 | 432,499,032 |
| 第20期計算期間 | 159,736,122 | 740,510,136 |
| 第21期計算期間 | 334,621,344 | 423,368,670 |
| 第22期計算期間 | 201,536,043 | 923,296,354 |
| 第23期計算期間 | 157,598,345 | 446,664,323 |
| 第24期計算期間 | 598,743 | 295,258,640 |
| 第25期計算期間 | 9,374,951 | 228,317,077 |
| 第26期計算期間 | 108,244,937 | 267,628,379 |
| 第27期計算期間 | 5,579,421 | 76,915,635 |
| 第28期計算期間 | 10,315,387 | 175,784,213 |

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

基準価額・純資産の推移

■ 基準価額・純資産総額の推移 (過去10年)



- * 基準価額、分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。
- * 分配金再投資基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

| | |
|-------|----------|
| 基準価額 | 13,015円 |
| 純資産総額 | 1,789百万円 |

■ 期間騰落率

| 期間 | ファンド |
|-----|-------|
| 1カ月 | 11.0% |
| 3カ月 | 1.6% |
| 6カ月 | 6.2% |
| 1年 | 3.4% |
| 3年 | -6.6% |
| 5年 | 19.1% |
| 設定来 | 92.1% |

* 期間騰落率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

分配の推移

(課税前/1万口当たり)

| 決算期 | 2019年11月 | 2020年11月 | 2021年11月 | 2022年11月 | 2023年11月 | 設定来累計 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|--------|
| 分配金 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 4,569円 |

主要な資産の状況

■ 資産配分

| | 純資産比 |
|--------|-------|
| 株式 | 95.6% |
| キャッシュ等 | 4.4% |

| | |
|-----|----|
| 銘柄数 | 62 |
|-----|----|

■ 組入上位5業種

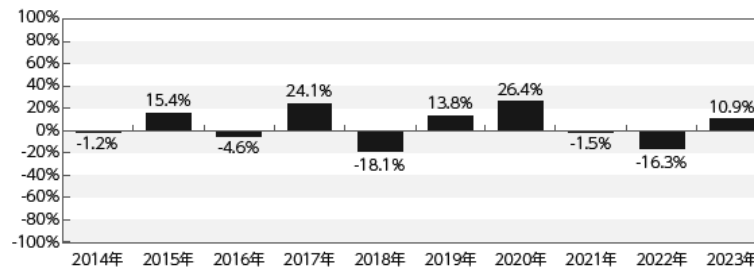
| | 業種 | 純資産比 |
|---|--------|-------|
| 1 | サービス業 | 22.9% |
| 2 | 情報・通信業 | 21.8% |
| 3 | 保険業 | 6.2% |
| 4 | 化学 | 6.0% |
| 5 | 建設業 | 6.0% |

■ 組入上位10銘柄

| | 銘柄名 | 業種 | 純資産比 |
|----|----------------|--------|------|
| 1 | BIPROGY | 情報・通信業 | 4.7% |
| 2 | FPパートナー | 保険業 | 4.2% |
| 3 | カバー | 情報・通信業 | 4.0% |
| 4 | パルグループホールディングス | 小売業 | 3.3% |
| 5 | ジャパンマテリアル | サービス業 | 3.3% |
| 6 | 大栄環境 | サービス業 | 3.2% |
| 7 | 太陽ホールディングス | 化学 | 2.8% |
| 8 | ゴールドウイン | 繊維製品 | 2.6% |
| 9 | ウエストホールディングス | 建設業 | 2.4% |
| 10 | 朝日インテック | 精密機器 | 2.3% |

* 業種は東証33分類に基づいています。

年間収益率の推移



* ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

* 2023年は11月末までの騰落率を表示していません。

- ・ 運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- ・ 最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

| | |
|---------------------|---|
| 購入方法 | 販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。 お申し込みいただく投資者は、自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）をお申し込みの販売会社との間で結んでいただきます。 なお、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。 |
| 購入単位 | お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 * 分配金を再投資する場合は、1口単位とします。 |
| 購入申込締切時間 | <ul style="list-style-type: none">・原則として、毎営業日の午後3時までに購入のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。・当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。・取引所などにおける取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入申し込みの受け付けを取り消すことがあります。 |
| 購入価額 | 購入の申込受付日の基準価額とします。 ただし、分配金を再投資する場合の購入価額は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。 |
| 購入時手数料 | 購入口数、購入金額または購入代金などに応じて、購入の申込受付日の基準価額に、販売会社が定める3.85%（税抜き3.50%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 |
| 購入代金の支払い | 販売会社が定める期日までにお支払いください。 販売会社の定める購入単位に従った投資者ご指定の金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。 なお、購入時手数料は購入代金から差し引かれます。 |
| 購入の申し込みにかかる受益権の取り扱い | <ul style="list-style-type: none">・購入のお申し込みを行う投資者は、販売会社に、購入申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。・販売会社は、当該購入申し込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。・委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。・受託会社は、追加信託により生じた受益権については、追加信託の都度、振替機関の定める方法により振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。 |

2 【換金（解約）手続等】

| | |
|-----------------|---|
| 換金方法 | 販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。 |
| 換金単位 | お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 |
| 換金申込締切時間 | 原則として、毎営業日の午後3時までに換金のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。 |
| 換金価額 | 換金の申込受付日の基準価額とします。 |
| 換金手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| 換金代金の支払い | 原則として、換金の申込受付日から起算して4営業日目から、販売会社でお支払いいたします。 |
| 換金の申し込み受け付けの中止等 | <ul style="list-style-type: none"> ・投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。 ・取引所などにおける取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。 ・換金のお申し込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の換金のお申し込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金のお申し込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のお申し込みを受け付けたものとして、上記「換金価額」に準じて計算された価額とします。 |
| 換金にかかる受益権の取り扱い | <ul style="list-style-type: none"> ・換金のお申し込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金のお申し込みにかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ・受益者が換金のお申し込みを行うときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。 |
| 買取請求 | 買取のご請求については、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。ただし、販売会社によっては買取の取り扱いを行わない場合があります。 |
| 償還金の支払い | 原則として、信託終了日から起算して5営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 に対し、販売会社でお支払いを開始いたします。 償還日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、購入代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者とします。 |

< 照会先 >

上記、購入価額および換金価額に関する詳細は、以下の照会先へお問い合わせください。

照会先

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ <https://www.invesco.com/jp/ja/>

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

| <p>基準価額の算定</p> | <p>基準価額とは、ファンドの投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。</p> <div style="text-align: center;"> <p>基準価額の計算方法</p> <p>ファンドの純資産総額 = ファンドの資産総額 - ファンドの負債総額 ファンドの基準価額 = ファンドの純資産総額 ÷ ファンドの受益権口数</p> </div> | | | | |
|---------------------|---|------|------|----|------------------------------|
| <p>基準価額の算出頻度と公表</p> | <p>基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「Jフロン」の銘柄名で掲載されるほか、以下に照会することにより知ることができます。 なお、基準価額は便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。</p> <p style="text-align: center;">基準価額の照会先</p> <div style="text-align: center; background-color: #333; color: white; padding: 10px; border-radius: 10px;"> <p>インベスコ・アセット・マネジメント株式会社</p> <p>お問い合わせダイヤル 03-6447-3100</p> <p>受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで</p> <p>ホームページ https://www.invesco.com/jp/ja/</p> </div> | | | | |
| <p>主な投資資産の評価方法</p> | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">投資資産</th> <th>評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式</td> <td>原則として、金融商品取引所における最終相場で評価します。</td> </tr> </tbody> </table> | 投資資産 | 評価方法 | 株式 | 原則として、金融商品取引所における最終相場で評価します。 |
| 投資資産 | 評価方法 | | | | |
| 株式 | 原則として、金融商品取引所における最終相場で評価します。 | | | | |

(2) 【保管】

| | |
|----------------|--|
| <p>受益証券の保管</p> | <p>原則として受益証券は発行されないため、受益証券の保管に関する事項はありません。 * ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。</p> |
|----------------|--|

(3) 【信託期間】

| | |
|-----------|--|
| ファンドの信託期間 | 無期限（設定日：1995年11月6日）とします。 なお、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が当初設定口数の10分の1を下回るようになった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。 |
|-----------|--|

(4) 【計算期間】

| | |
|-----------|--|
| ファンドの計算期間 | ファンドの計算期間は、原則として毎年11月6日から翌年11月5日までとします。 なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。 |
|-----------|--|

(5) 【その他】

| | |
|------|---|
| 繰上償還 | <ul style="list-style-type: none">・ 委託会社は、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が当初設定口数の10分の1を下回るようになった場合、信託期間中においてファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。・ 委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。・ 信託契約の解約は、以下の手続きで行います。 <div data-bbox="528 1070 1398 1496" data-label="Diagram"><p style="text-align: center;">繰上償還の流れ</p><pre>graph LR; A[委託会社による繰上償還の公告※ (受益者への書面交付)] -- "受益者の異議 1/2以下 (受益権口数ベース)" --> B(繰上償還実施); A -- "受益者の異議 1/2超 (受益権口数ベース)" --> C[繰上償還不成立 不成立の公告※/書面交付];</pre></div> <ul style="list-style-type: none">* 公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下回らないものとします。* 上記の手続きは、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議申し立てにかかる一定の期間が1カ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。* 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。 |
|------|---|

| | |
|--------------------------------|---|
| <p>信託約款の変更</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することができます。 ・委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 ・その内容が重大な信託約款の変更は、以下の手続きで行います。 <div data-bbox="528 389 1398 813" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>重大な信託約款の変更の流れ</p> <pre> graph LR A[委託会社による 約款変更の 公告* (受益者への書面交付)] -- "受益者の異議 1/2以下 (受益権口数ベース)" --> B(約款変更実施) A -- "受益者の異議 1/2超 (受益権口数ベース)" --> C[約款変更不成立 不成立の公告*/書面交付] </pre> <p>※すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> * 公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下回らないものとします。 * 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きに従います。 |
| <p>反対者の買取請求</p> | <p>委託会社が、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更」に規定する信託約款の変更（その内容が重大なもの）を行う場合において、受益者は、所定の期間内（1カ月を下回らないものとします。）に委託会社に対して異議を述べることができます。</p> <p>この場合、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。</p> |
| <p>関係会社との契約の更新等に関する手続きについて</p> | <p>委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売等に関する契約」は、期間満了前に、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後の取り扱いも同様です。</p> |
| <p>運用報告書</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・委託会社は、計算期間の終了ごとおよび償還時に交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を作成し、販売会社を通じて、知っている受益者に対して交付します。 ・委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。 ・上記にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。 |
| <p>公告</p> | <p>受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。</p> |

4 【受益者の権利等】

| | |
|---------------|---|
| 分配金に対する請求権 | <ul style="list-style-type: none"> ・受益者は、委託会社の決定した分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。 ・原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し遅滞なく分配金の再投資にかかる受益権の取得申し込みに応じます。 ・受益者が、分配金の支払開始日から5年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。 |
| 償還金に対する請求権 | <ul style="list-style-type: none"> ・受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・受益者が、償還金の支払開始日から10年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。 |
| 受益権の換金（解約）請求権 | 受益者は、受益権の換金（解約）を請求することができます。 |
| 受益権均等分割 | 受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。 |
| 帳簿閲覧権 | 受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。 |

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期計算期間(2022年11月8日から2023年11月6日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年1月19日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

DocuSigned by:
榎原 康太
018375B744AB490...

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ・ジャパン・ニューフロンティア・オープンの2022年11月8日から2023年11月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ・ジャパン・ニューフロンティア・オープンの2023年11月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

インバスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1【財務諸表】

インベスコ・ジャパン・ニューフロンティア・オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第27期 (2022年11月7日現在) | 第28期 (2023年11月6日現在) |
|---------------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 746,281 | 801,801 |
| コール・ローン | 78,690,765 | 40,527,521 |
| 株式 | 1,832,005,300 | 1,686,601,050 |
| 未収入金 | 6,250,125 | 10,106,089 |
| 未収配当金 | 7,561,960 | 6,633,230 |
| 流動資産合計 | 1,925,254,431 | 1,744,669,691 |
| 資産合計 | 1,925,254,431 | 1,744,669,691 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | - | 9,324,451 |
| 未払解約金 | 938,739 | 963,066 |
| 未払受託者報酬 | 1,052,026 | 1,000,563 |
| 未払委託者報酬 | 14,728,329 | 14,007,833 |
| 未払利息 | 215 | 111 |
| その他未払費用 | 330,000 | 330,221 |
| 流動負債合計 | 17,049,309 | 25,626,245 |
| 負債合計 | 17,049,309 | 25,626,245 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1,546,287,599 | 1,380,818,773 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損 金() | 361,917,523 | 338,224,673 |
| (分配準備積立金) | 704,715,705 | 633,868,117 |
| 元本等合計 | 1,908,205,122 | 1,719,043,446 |
| 純資産合計 | 1,908,205,122 | 1,719,043,446 |
| 負債純資産合計 | 1,925,254,431 | 1,744,669,691 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第27期 自 2021年11月 6 日 至 2022年11月 7 日 | 第28期 自 2022年11月 8 日 至 2023年11月 6 日 |
|---|--|--|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 27,494,714 | 28,030,646 |
| 受取利息 | 2 | 2 |
| 有価証券売買等損益 | 444,976,622 | 14,898,361 |
| その他収益 | 1,136 | 40,294 |
| 営業収益合計 | 417,480,770 | 42,969,303 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 82,647 | 68,722 |
| 受託者報酬 | 2,172,383 | 2,004,713 |
| 委託者報酬 | 30,413,267 | 28,065,893 |
| その他費用 | 660,000 | 662,922 |
| 営業費用合計 | 33,328,297 | 30,802,250 |
| 営業利益又は営業損失() | 450,809,067 | 12,167,053 |
| 経常利益又は経常損失() | 450,809,067 | 12,167,053 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 450,809,067 | 12,167,053 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | 19,533,549 | 2,162,084 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 831,656,413 | 361,917,523 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,049,208 | 3,184,438 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,049,208 | 3,184,438 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 39,512,580 | 41,206,425 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 39,512,580 | 41,206,425 |
| 分配金 | - | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 361,917,523 | 338,224,673 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定するものをいい、以下「取引所」といいます。)における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は気配相場に基づいて評価しております。 |
| 2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | 計算期間末日の取扱い 2022年11月5日及び6日並びに2023年11月5日が休日のため、信託約款第38条により、当計算期間開始日を2022年11月8日、当計算期間末日を2023年11月6日としております。このため、当計算期間は364日となっております。 |

(重要な会計上の見積りに関する注記)

| 第27期 自 2021年11月6日 至 2022年11月7日 | 第28期 自 2022年11月8日 至 2023年11月6日 |
|---|--------------------------------------|
| 当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。 | 同左 |

(貸借対照表に関する注記)

| 第27期 (2022年11月7日現在) | 第28期 (2023年11月6日現在) |
|--|--|
| 1. 期首元本額 1,617,623,813円 期中追加設定元本額 5,579,421円 期中解約元本額 76,915,635円 | 1. 期首元本額 1,546,287,599円 期中追加設定元本額 10,315,387円 期中解約元本額 175,784,213円 |
| 2. 計算期間末日における受益権の総数 1,546,287,599円 | 2. 計算期間末日における受益権の総数 1,380,818,773円 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第27期 自 2021年11月 6 日 至 2022年11月 7 日 | 第28期 自 2022年11月 8 日 至 2023年11月 6 日 |
|---|---|
| <p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(80,396,494円)及び分配準備積立金(704,715,705円)より分配対象収益は785,112,199円(1万口当たり5,077.39円)ですが、分配を行っておりません。</p> | <p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(8,879,072円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(76,111,125円)及び分配準備積立金(624,989,045円)より分配対象収益は709,979,242円(1万口当たり5,141.71円)ですが、分配を行っておりません。</p> |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| | |
|------------------------|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。 |
| 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | 当ファンドは、国内の株式を主要投資対象としております。国内の株式は、株式の価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク等にさらされています。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 取締役会で定めたリスク管理の基本方針、及びリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」(以下「RMC」といいます。)で行います。RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。 RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」(以下「IRMC」といいます。)を開催し、運用リスクの管理を行います。IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。 |

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第27期 (2022年11月7日現在) | 第28期 (2023年11月6日現在) |
|------------------------|---|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませ | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | (1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。 | (1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足事項 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 第27期 (2022年11月7日現在) | 第28期 (2023年11月6日現在) |
|----|------------------------|------------------------|
| | 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円) | 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
| 株式 | 253,856,022 | 107,377,704 |
| 合計 | 253,856,022 | 107,377,704 |

(デリバティブ取引等に関する注記)

| 第27期 (2022年11月7日現在) | 第28期 (2023年11月6日現在) |
|------------------------|------------------------|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(関連当事者との取引に関する注記)

| 第27期 自 2021年11月 6 日 至 2022年11月 7 日 | 第28期 自 2022年11月 8 日 至 2023年11月 6 日 |
|--|--|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(1口当たり情報に関する注記)

| 第27期 (2022年11月 7 日現在) | 第28期 (2023年11月 6 日現在) |
|---|---|
| 1口当たり純資産額 1,2341円 (1万口当たり純資産額 12,341円) | 1口当たり純資産額 1,2449円 (1万口当たり純資産額 12,449円) |

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

(2023年11月 6 日現在)

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額(円) | | 備考 |
|-----|-------------------|--------|-----------|------------|----|
| | | | 単価 | 金額 | |
| 日本円 | ウエストホールディングス | 14,000 | 3,380.00 | 47,320,000 | |
| | 五洋建設 | 57,800 | 873.20 | 50,470,960 | |
| | 九電工 | 7,900 | 4,492.00 | 35,486,800 | |
| | ゴールドウイン | 4,100 | 10,095.00 | 41,389,500 | |
| | 東京応化工業 | 3,200 | 9,071.00 | 29,027,200 | |
| | 扶桑化学工業 | 6,300 | 4,155.00 | 26,176,500 | |
| | 太陽ホールディングス | 17,000 | 2,950.00 | 50,150,000 | |
| | 日東紡績 | 9,200 | 4,190.00 | 38,548,000 | |
| | MARUWA | 1,300 | 27,870.00 | 36,231,000 | |
| | SWCC | 5,600 | 2,538.00 | 14,212,800 | |
| | 日本製鋼所 | 5,700 | 2,501.00 | 14,255,700 | |
| | TOWA | 11,400 | 5,400.00 | 61,560,000 | |
| | ハーモニック・ドライブ・システムズ | 5,300 | 3,660.00 | 19,398,000 | |
| | 日立造船 | 16,900 | 823.00 | 13,908,700 | |
| | ジーエス・ユアサ コーポレーション | 7,800 | 2,536.00 | 19,780,800 | |
| | メイコー | 15,000 | 3,375.00 | 50,625,000 | |
| | ニチコン | 24,100 | 1,294.00 | 31,185,400 | |
| | 朝日インテック | 14,600 | 2,659.00 | 38,821,400 | |

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額(円) | | 備考 |
|----|-----------------------|--------|-----------|------------|----|
| | | | 単価 | 金額 | |
| | エムアップホールディングス | 32,200 | 1,230.00 | 39,606,000 | |
| | SHIFT | 900 | 30,150.00 | 27,135,000 | |
| | テクマトリックス | 19,000 | 1,663.00 | 31,597,000 | |
| | チェンジホールディングス | 13,000 | 1,602.00 | 20,826,000 | |
| | GMOフィナンシャルゲート | 300 | 10,000.00 | 3,000,000 | |
| | プラスアルファ・コンサルティング | 13,400 | 2,695.00 | 36,113,000 | |
| | シンプレクス・ホールディングス | 11,500 | 2,505.00 | 28,807,500 | |
| | ラクスル | 2,800 | 1,381.00 | 3,866,800 | |
| | Finatextホールディングス | 20,100 | 632.00 | 12,703,200 | |
| | JMDC | 4,600 | 5,063.00 | 23,289,800 | |
| | カバー | 21,900 | 2,570.00 | 56,283,000 | |
| | BIPROGY | 19,600 | 4,138.00 | 81,104,800 | |
| | ビジョン | 29,900 | 1,407.00 | 42,069,300 | |
| | BuySell Technologies | 8,200 | 3,415.00 | 28,003,000 | |
| | パルグループホールディングス | 25,400 | 1,995.00 | 50,673,000 | |
| | 住信SBIネット銀行 | 24,600 | 1,635.00 | 40,221,000 | |
| | FPパートナー | 14,900 | 4,225.00 | 62,952,500 | |
| | SOMPOホールディングス | 5,300 | 6,670.00 | 35,351,000 | |
| | プレミアグループ | 9,000 | 1,639.00 | 14,751,000 | |
| | イオンフィナンシャルサービス | 6,900 | 1,249.00 | 8,618,100 | |
| | イー・ギャランティ | 10,000 | 1,810.00 | 18,100,000 | |
| | SREホールディングス | 1,500 | 2,503.00 | 3,754,500 | |
| | ティーケーピー | 10,900 | 2,138.00 | 23,304,200 | |
| | 新日本科学 | 8,700 | 1,835.00 | 15,964,500 | |
| | エムスリー | 9,900 | 2,588.50 | 25,626,150 | |
| | JPホールディングス | 21,000 | 352.00 | 7,392,000 | |
| | リゾートトラスト | 15,600 | 2,194.00 | 34,226,400 | |
| | サイバーエージェント | 4,600 | 841.40 | 3,870,440 | |
| | フルキャストホールディングス | 3,200 | 1,834.00 | 5,868,800 | |
| | ジャパンマテリアル | 22,800 | 2,310.00 | 52,668,000 | |
| | ジャパンエレベーターサービスホールディング | 6,600 | 2,079.00 | 13,721,400 | |
| | アンビスホールディングス | 7,500 | 2,852.00 | 21,390,000 | |
| | シーユーシー | 6,100 | 2,800.00 | 17,080,000 | |
| | トライト | 13,000 | 704.00 | 9,152,000 | |

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額（円） | | 備考 |
|----|------------------|---------|----------|---------------|----|
| | | | 単価 | 金額 | |
| | G E N D A | 3,300 | 2,028.00 | 6,692,400 | |
| | T R Eホールディングス | 23,700 | 1,172.00 | 27,776,400 | |
| | 大栄環境 | 25,000 | 2,118.00 | 52,950,000 | |
| | M & A 総研ホールディングス | 6,000 | 3,660.00 | 21,960,000 | |
| | 共立メンテナンス | 3,600 | 6,029.00 | 21,704,400 | |
| | 乃村工藝社 | 42,900 | 883.00 | 37,880,700 | |
| | 合計 | 756,600 | | 1,686,601,050 | |

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2023年11月30日現在)

| | |
|------------------|-----------------|
| 資産総額 | 1,816,994,417 円 |
| 負債総額 | 27,801,462 円 |
| 純資産総額(-) | 1,789,192,955 円 |
| 発行済数量 | 1,374,710,352 口 |
| 1 単位当たり純資産額(/) | 1.3015 円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

| | |
|---------------------|---|
| 名義書換 | 該当事項はありません。 |
| 受益者等に対する特典 | 該当事項はありません。 |
| 譲渡制限の内容 | 譲渡制限は設けておりません。 |
| 受益証券の不発行 | 委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。 受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。 |
| 受益権の譲渡 | 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。 上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。 上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。 |
| 受益権の譲渡の対抗要件 | 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。 |
| 受益権の再分割 | 委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。 |
| 質権口記載または記録の受益権の取り扱い | 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる分配金の支払い、換金の申し込みの受け付け、換金代金および償還金の支払いなどについては、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令などに従って取り扱われます。 |

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

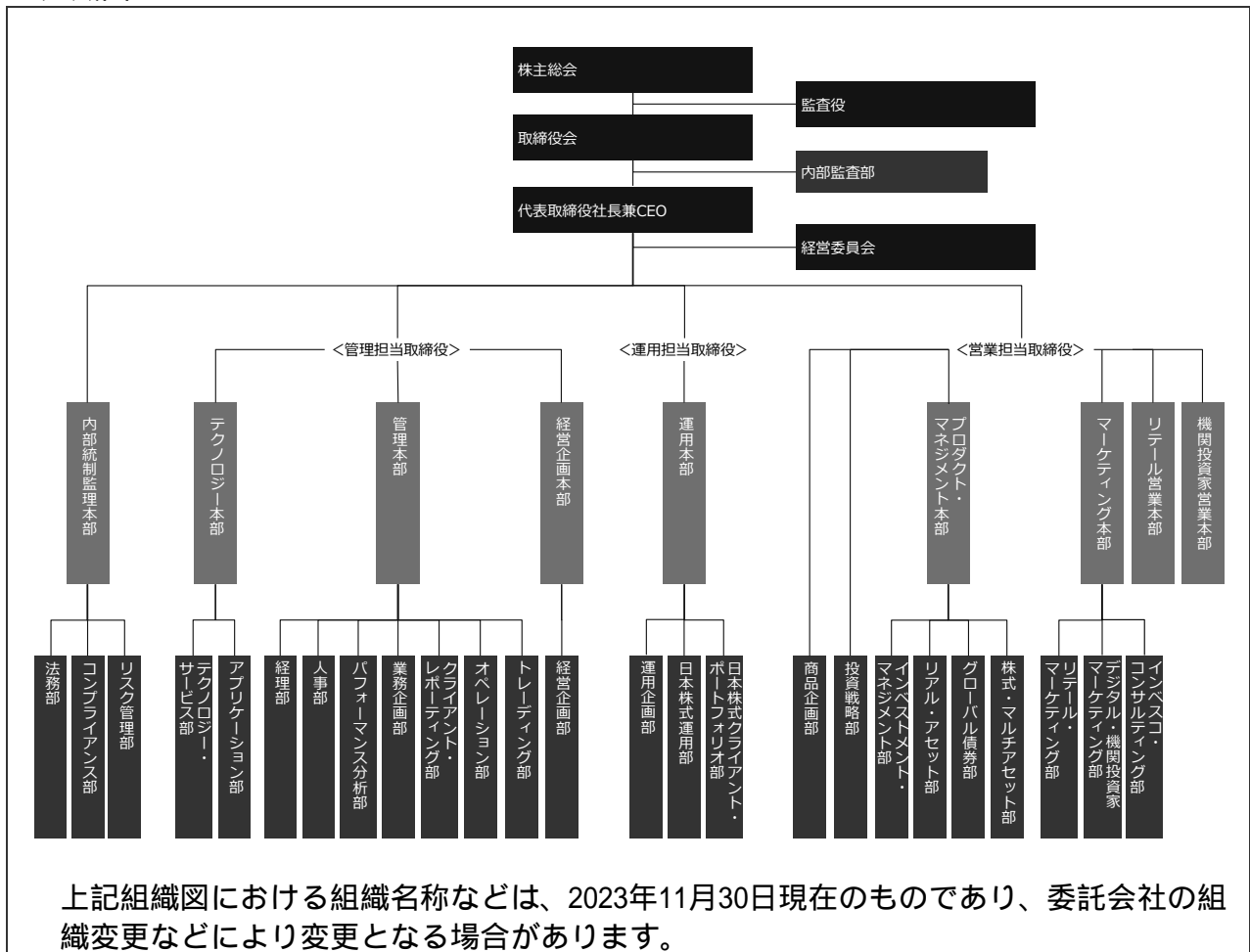
1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

| | |
|-------------------------|---|
| 2023年11月30日 現在の状況 | 資本金：4,000百万円 発行可能株式総数：56,400株 発行済株式総数：40,000株 |
| 直近5カ年における 主な資本金の額の増減 | 該当事項はありません。 |

(2)委託会社等の機構

組織図



上記組織図における組織名称などは、2023年11月30日現在のものであり、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

会社の意思決定機構

| | |
|-------------|---|
| 取締役会 | 取締役の全員をもって構成される取締役会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として四半期ごとに開催されます。 取締役会は、経営管理全般に関する重要な事項について、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決議します。 |
| 代表取締役社長兼CEO | 代表取締役社長兼CEOは、委託会社の全般的な業務執行の最高責任者として、取締役会で決議された事項または委任を受けた事項の遂行に対し、権限と責任を有します。 |
| 経営委員会 | 取締役等から構成される経営委員会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として隔月で開催されます。 経営委員会は、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役会から委譲を受けた権限の範囲内において、経営管理全般に関する重要な事項を協議・決定します。 |

投資運用に関する意思決定プロセス

| | |
|-----------|--|
| Plan (計画) | 基本的な運用方針は、投資戦略委員会(原則、月次で開催)で分析・討議された投資環境を踏まえ、銘柄検討会議およびポートフォリオ構築/戦略会議(原則、週次あるいは日次で開催)を経て決定されます。 |
| Do (実行) | 運用部門のポートフォリオ・マネジャーは、上記の委員会または運用会議の討議内容等を踏まえ、運用計画書を策定し、運用本部長の承認を受け、運用ガイドライン、運用基本方針および運用計画書に従って、ポートフォリオを構築します。 |
| See (検証) | 運用リスク管理委員会(原則、月次で開催)は、リスク管理委員会(原則、隔月で開催)の分会として、定量的なリスク計測結果をもとに、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。 また、運用本部から独立したコンプライアンス部が、常時、関連法令および運用ガイドラインなどの遵守状況をチェックし、運用の信頼性・安定性の確保を図ります。 |

2【事業の内容及び営業の概況】

| 事業の内容 | 「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。 また「金融商品取引法」に定める投資助言業および第二種金融商品取引業を行っています。 | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---|---------------|-------|---------------|--------|-----|-----------|---------|---|-------|----|-----|-----------|
| 運用する投資信託財産の合計純資産総額 | (2023年11月30日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本的性格</th> <th>ファンド数</th> <th>純資産総額(単位:百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式投資信託</td> <td>115</td> <td>6,393,467</td> </tr> <tr> <td>公社債投資信託</td> <td>3</td> <td>2,212</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>118</td> <td>6,395,679</td> </tr> </tbody> </table> <p>*ファンド数および純資産総額は、親投資信託を除きます。</p> | 基本的性格 | ファンド数 | 純資産総額(単位:百万円) | 株式投資信託 | 115 | 6,393,467 | 公社債投資信託 | 3 | 2,212 | 合計 | 118 | 6,395,679 |
| 基本的性格 | ファンド数 | 純資産総額(単位:百万円) | | | | | | | | | | | |
| 株式投資信託 | 115 | 6,393,467 | | | | | | | | | | | |
| 公社債投資信託 | 3 | 2,212 | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 118 | 6,395,679 | | | | | | | | | | | |

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年3月8日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員



監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間監査報告書

2023年9月12日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

DocuSigned by:
榎原 康大
018375B744AB490...

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第34期事業年度の中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| 科目 | 前事業年度 (2021年12月31日) | | 当事業年度 (2022年12月31日) | |
|-----------|------------------------|------------|------------------------|-----------|
| | 内訳 | 金額 | 内訳 | 金額 |
| (資産の部) | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 預金 | | 3,576,327 | | 3,236,636 |
| 前払費用 | | 107,011 | | 108,908 |
| 未収入金 | | 529,840 | | 491,010 |
| 未収委託者報酬 | | 767,081 | | 760,616 |
| 未収運用受託報酬 | | 739,216 | | 761,870 |
| 未収投資助言報酬 | | 19,368 | | 17,791 |
| 短期貸付金 1 | | 2,500,000 | | 1,500,000 |
| その他の流動資産 | | 5,254 | | 2,758 |
| 流動資産計 | | 8,244,099 | | 6,879,592 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 2 | | | | |
| 建物附属設備 | 103,190 | | 85,342 | |
| 器具備品 | 77,823 | | 45,740 | |
| 建設仮勘定 | - | | 9,676 | |
| リース資産 | 5,089 | 186,103 | 2,313 | 143,073 |
| 無形固定資産 | | | | |
| ソフトウェア | 40,817 | | 58,599 | |
| ソフトウェア仮勘定 | 25,012 | | 161 | |
| 電話加入権 | 3,972 | | 5,932 | |
| のれん | 212,317 | | 187,339 | |
| 顧客関連資産 | 1,138,121 | 1,420,240 | 1,004,224 | 1,256,257 |
| 投資その他の資産 | | | | |
| 投資有価証券 | 4,202 | | 3,341 | |
| 差入保証金 | 382,848 | | 379,954 | |
| 繰延税金資産 | 624,435 | | 544,593 | |
| その他の投資 | 3,223 | 1,014,710 | 1,928 | 929,817 |
| 固定資産計 | | 2,621,054 | | 2,329,148 |
| 資産合計 | | 10,865,154 | | 9,208,740 |

(単位：千円)

| 科目 | 前事業年度 (2021年12月31日) | | 当事業年度 (2022年12月31日) | |
|--------------|------------------------|------------|------------------------|-----------|
| | 内訳 | 金額 | 内訳 | 金額 |
| (負債の部) | | | | |
| 流動負債 | | | | |
| 預り金 | | 39,064 | | 41,063 |
| リース債務 | | 3,058 | | 2,554 |
| 未払金 | | | | |
| 未払償還金 | 57 | | 57 | |
| 未払手数料 | 213,983 | | 185,551 | |
| その他未払金 | 622,062 | 836,104 | 445,853 | 631,463 |
| 未払費用 | | 266,286 | | 283,683 |
| 未払法人税等 | | 181,496 | | 32,144 |
| 未払消費税等 | | 187,182 | | 75,514 |
| 賞与引当金 | | 1,572,709 | | 1,238,496 |
| その他の流動負債 | | 24,402 | | 25,883 |
| 流動負債計 | | 3,110,304 | | 2,330,803 |
| 固定負債 | | | | |
| 長期預り金 | | 117,535 | | 117,535 |
| リース債務 | | 2,554 | | - |
| 退職給付引当金 | | 805,942 | | 809,385 |
| 役員退職慰労引当金 | | 89,141 | | 101,666 |
| 資産除去債務 | | 124,686 | | 124,634 |
| 固定負債計 | | 1,139,860 | | 1,153,222 |
| 負債合計 | | 4,250,164 | | 3,484,025 |
| (純資産の部) | | | | |
| 株主資本 | | | | |
| 資本金 | | 4,000,000 | | 4,000,000 |
| 資本剰余金 | | | | |
| 資本準備金 | 1,406,953 | 1,406,953 | 1,406,953 | 1,406,953 |
| 資本剰余金合計 | | 1,406,953 | | 1,406,953 |
| 利益剰余金 | | | | |
| その他利益剰余金 | | | | |
| 繰越利益剰余金 | 1,206,386 | 1,206,386 | 316,191 | 316,191 |
| 利益剰余金合計 | | 1,206,386 | | 316,191 |
| 株主資本合計 | | 6,613,339 | | 5,723,144 |
| 評価・換算差額等 | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 1,650 | | 1,570 |
| 評価・換算差額等合計 | | 1,650 | | 1,570 |
| 純資産合計 | | 6,614,989 | | 5,724,715 |
| 負債・純資産合計 | | 10,865,154 | | 9,208,740 |

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

| 科目 | 前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) | | 当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | |
|--------------|---|------------|---|------------|
| | 内訳 | 金額 | 内訳 | 金額 |
| 営業収益 | | | | |
| 委託者報酬 | | 3,650,140 | | 5,087,840 |
| 運用受託報酬 | | 3,670,393 | | 3,044,397 |
| 投資助言報酬 | | 101,860 | | 128,504 |
| その他営業収益 | | 2,705,506 | | 2,530,984 |
| 営業収益計 | | 10,127,900 | | 10,791,727 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払手数料 | | 1,441,154 | | 2,035,648 |
| 広告宣伝費 | | 43,541 | | 116,378 |
| 調査費 | | | | |
| 調査費 | 401,252 | | 447,375 | |
| 委託調査費 | 981,180 | | 1,328,152 | |
| 図書費 | 2,552 | 1,384,985 | 2,491 | 1,778,018 |
| 委託計算費 | | 365,183 | | 359,575 |
| 営業雑経費 | | | | |
| 通信費 | 16,640 | | 9,656 | |
| 印刷費 | 81,889 | | 82,712 | |
| 協会費 | 12,120 | 110,649 | 19,462 | 111,831 |
| 営業費用計 | | 3,345,515 | | 4,401,453 |
| 一般管理費 | | | | |
| 給料 | | | | |
| 役員報酬 | 98,976 | | 99,143 | |
| 給料・手当 | 1,794,254 | | 1,651,850 | |
| 賞与 | 338,224 | 2,231,455 | 230,603 | 1,981,597 |
| 交際費 | | 7,812 | | 12,364 |
| 寄付金 | | 800 | | 1,374 |
| 旅費交通費 | | 9,941 | | 26,017 |
| 租税公課 | | 95,247 | | 86,587 |
| 不動産賃借料 | | 359,752 | | 338,267 |
| 退職給付費用 | | 264,228 | | 207,070 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | | 12,605 | | 12,524 |
| 賞与引当金繰入額 | | 1,545,554 | | 1,247,619 |
| 減価償却費 | | 246,375 | | 235,413 |
| 福利厚生費 | | 277,752 | | 231,895 |
| 諸経費 | | 1,611,927 | | 1,669,020 |
| 一般管理費計 | | 6,663,454 | | 6,049,753 |
| 営業利益 | | 118,930 | | 340,520 |

(単位：千円)

| 科目 | 前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) | | 当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | |
|-----------------|---|---------|---|---------|
| | 内訳 | 金額 | 内訳 | 金額 |
| 営業外収益 | | | | |
| 受取利息 1 | | 50,694 | | 38,472 |
| 保険配当金 | | 5,423 | | 5,314 |
| 雑益 | | 186 | | 120 |
| 営業外収益計 | | 56,304 | | 43,906 |
| 営業外費用 | | | | |
| 支払利息 | | 17 | | 10 |
| 為替換算差損 | | 15,238 | | 26,420 |
| 固定資産除却損 | | 4,152 | | 794 |
| ヘッジコスト配賦損益 | | 17,091 | | 56,044 |
| 営業外費用計 | | 36,500 | | 83,270 |
| 経常利益 | | 138,734 | | 301,157 |
| 税引前当期純利益 | | 138,734 | | 301,157 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 218,809 | | 111,475 |
| 法人税等調整額 | | 57,202 | | 79,877 |
| 法人税等計 | | 161,606 | | 191,352 |
| 当期純利益又は当期純損失() | | 22,871 | | 109,805 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | |
|----------------------|-----------|-----------|-------------|-----------------------------|-------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | |
| 当期首残高 | 4,000,000 | 1,406,953 | 1,406,953 | 1,229,257 | 1,229,257 | 6,636,210 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 当期純損失（ ） | | | | 22,871 | 22,871 | 22,871 |
| 株主資本以外の項目の当期の変動額（純額） | | | | | | |
| 当期変動額合計（千円） | - | - | - | 22,871 | 22,871 | 22,871 |
| 当期末残高 | 4,000,000 | 1,406,953 | 1,406,953 | 1,206,386 | 1,206,386 | 6,613,339 |

（単位：千円）

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|----------------------|--------------|------------|-----------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 977 | 977 | 6,637,187 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期純損失（ ） | | | 22,871 |
| 株主資本以外の項目の当期の変動額（純額） | 673 | 673 | 673 |
| 当期変動額合計（千円） | 673 | 673 | 22,198 |
| 当期末残高 | 1,650 | 1,650 | 6,614,989 |

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | 株主資本合計 |
|----------------------|-----------|-----------|-------------|--------------|-------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | その他利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | |
| | | | | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 4,000,000 | 1,406,953 | 1,406,953 | 1,206,386 | 1,206,386 | 6,613,339 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | 109,805 | 109,805 | 109,805 |
| 剰余金の配当 | | | | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 株主資本以外の項目の当期の変動額（純額） | | | | | | |
| 当期変動額合計（千円） | - | - | - | 890,194 | 890,194 | 890,194 |
| 当期末残高 | 4,000,000 | 1,406,953 | 1,406,953 | 316,191 | 316,191 | 5,723,144 |

（単位：千円）

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|----------------------|--------------|------------|-----------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,650 | 1,650 | 6,614,989 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期純利益 | | | 109,805 |
| 剰余金の配当 | | | 1,000,000 |
| 株主資本以外の項目の当期の変動額（純額） | 79 | 79 | 79 |
| 当期変動額合計（千円） | 79 | 79 | 890,274 |
| 当期末残高 | 1,570 | 1,570 | 5,724,715 |

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、資産除去債務に係る建物附属設備及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 5～18年

器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は20年であります。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末に計上すべき貸倒引当金はありません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当事業年度末における自己都合退職による要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は為替換算差益又は為替換算差損として処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬、その他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。また、各報酬は、約款または契約書に定められた支払期日に支払いを受けております。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 成功報酬

成功報酬は、対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬が確定する際に、それまでに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、収益として認識しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき純資産価額を基礎として算定し、あるいは投資助言契約に定められた額を、契約期間にわたり収益として認識しております。

(5) その他営業収益

その他営業収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき算定し、当社がグループ会社にサービスを提供する期間にわたり収益として認識しております。

(重要な会計上の見積り)

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、当該変更による当事業年度の財務諸表に与える影響はございません。

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」といいます。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当該変更による当事業年度の財務諸表に与える影響はございません。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)については、2023年12月期の期首より適用予定であります。なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2021年12月31日) | 当事業年度 (2022年12月31日) |
|-------|------------------------|------------------------|
| 短期貸付金 | 2,500,000 | 1,500,000 |

2 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (2021年12月31日) | 当事業年度 (2022年12月31日) |
|----------------|------------------------|------------------------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 453,847 | 496,099 |

(損益計算書関係)

1 関係会社に対する収益及び費用

各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) | 当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) |
|------|---|---|
| 受取利息 | 50,694 | 38,472 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式(株) | 40,000 | - | - | 40,000 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式(株) | 40,000 | - | - | 40,000 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 基準日 | 効力発生日 |
|------------|-------|-----------------|-------------|------------|
| 2022年3月30日 | 普通株式 | 1,000 | 2021年12月31日 | 2022年3月31日 |

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2021年12月31日) | 当事業年度 (2022年12月31日) |
|-----|------------------------|------------------------|
| 1年内 | 249,762 | 249,762 |
| 1年超 | 915,794 | 666,032 |
| 合計 | 1,165,556 | 915,794 |

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主にグループ本社より資本増資）を調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、各月末から次月精算までの短期為替変動によるリスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に投資信託であり、当社の投資信託設定のための小額資金投資で売買目的ではありません。未収入金等については、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「預金」「未収入金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未収投資助言報酬」「短期貸付金」「預り金」「未払手数料」「その他未払金」「未払費用」「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから注記を省略しております。

前事業年度（2021年12月31日）

(単位：千円)

| | 貸借対照表 計上額(*) | 時価(*) | 差額 |
|---------|-----------------|-----------|-----|
| 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 4,202 | 4,202 | - |
| 差入保証金 | 382,848 | 381,906 | 942 |
| 資産計 | 387,050 | 386,108 | 942 |
| 長期預り金 | (117,535) | (117,233) | 301 |
| 負債計 | (117,535) | (117,233) | 301 |

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

当事業年度（2022年12月31日）

（単位：千円）

| | 貸借対照表 計上額(*) | 時価(*) | 差額 |
|-------------------|-----------------|-----------|-------|
| 投資有価証券 その他有価証券 | 3,341 | 3,341 | - |
| 差入保証金 | 379,954 | 372,816 | 7,137 |
| 資産計 | 383,295 | 376,158 | 7,137 |
| 長期預り金 | (117,535) | (115,252) | 2,282 |
| 負債計 | (117,535) | (115,252) | 2,282 |

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2021年12月31日）

（単位：千円）

| | 時価 | | | |
|-------|------|-----------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 差入保証金 | - | 381,906 | - | 381,906 |
| 資産計 | - | 381,906 | - | 381,906 |
| 長期預り金 | - | (117,233) | - | (117,233) |
| 負債計 | - | (117,233) | - | (117,233) |

当事業年度（2022年12月31日）

（単位：千円）

| | 時価 | | | |
|-------|------|-----------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 差入保証金 | - | 372,816 | - | 372,816 |
| 資産計 | - | 372,816 | - | 372,816 |
| 長期預り金 | - | (115,252) | - | (115,252) |
| 負債計 | - | (115,252) | - | (115,252) |

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

「差入保証金」

返還されるまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

「長期預り金」

返還するまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

なお、（金融商品関係）の「1. 金融商品の時価等に関する事項」に記載の「投資有価証券」は、投資信託受益証券であり、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項の経過措置を適用しており、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5 - 2項の注記を行っておりません。

当該投資信託受益証券の貸借対照表計上額は（金融商品関係）の「1. 金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2021年12月31日）

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------|-----------|--------------|------|
| (1)預金 | 3,576,327 | - | - |
| (2)未収入金 | 529,840 | - | - |
| (3)未収委託者報酬 | 767,081 | - | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 739,216 | - | - |
| (5)未収投資助言報酬 | 19,368 | - | - |
| (6)短期貸付金 | 2,500,000 | - | - |
| (7)差入保証金 | - | 382,848 | - |
| 合計 | 8,131,834 | 382,848 | - |

当事業年度（2022年12月31日）

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------|-----------|--------------|------|
| (1)預金 | 3,236,636 | - | - |
| (2)未収入金 | 491,010 | - | - |
| (3)未収委託者報酬 | 760,616 | - | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 761,870 | - | - |
| (5)未収投資助言報酬 | 17,791 | - | - |
| (6)短期貸付金 | 1,500,000 | - | - |
| (7)差入保証金 | - | 379,954 | - |
| 合計 | 6,767,925 | 379,954 | - |

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2021年12月31日)

(単位 : 千円)

| | 取得原価 | 貸借対照表日における 貸借対照表計上額 | 差額 |
|--------------------------|-------|------------------------|-------|
| 貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | - | - | - |
| その他 | 1,823 | 4,202 | 2,378 |
| 小計 | 1,823 | 4,202 | 2,378 |
| 貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | - | - | - |
| その他 | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| 合計 | 1,823 | 4,202 | 2,378 |

当事業年度 (2022年12月31日)

(単位 : 千円)

| | 取得原価 | 貸借対照表日における 貸借対照表計上額 | 差額 |
|--------------------------|-------|------------------------|-------|
| 貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | - | - | - |
| その他 | 1,077 | 3,341 | 2,264 |
| 小計 | 1,077 | 3,341 | 2,264 |
| 貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | - | - | - |
| その他 | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| 合計 | 1,077 | 3,341 | 2,264 |

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

前事業年度におけるその他有価証券の売却はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当事業年度におけるその他有価証券の売却はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | (単位：千円) |
|--------------|------------------------|
| | 当事業年度 (2021年12月31日) |
| 退職給付引当金の期首残高 | 776,659 |
| 退職給付費用 | 226,196 |
| 退職給付の支払額 | 164,168 |
| その他の未払金への振替額 | 32,743 |
| 退職給付引当金の期末残高 | 805,942 |

（2）退職給付に関連する損益

| | (単位：千円) |
|----------------|---|
| | 当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) |
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 226,196 |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）において、38,032千円であります。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

| | 当事業年度 (2022年12月31日) |
|--------------|------------------------|
| 退職給付引当金の期首残高 | 805,942 |
| 退職給付費用 | 172,579 |
| 退職給付の支払額 | 122,657 |
| その他の未払金への振替額 | 46,478 |
| 退職給付引当金の期末残高 | 809,385 |

(2) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

| | 当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) |
|----------------|---|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 172,579 |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)において、34,490千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2021年12月31日) | 当事業年度 (2022年12月31日) |
|---------------|------------------------|------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 賞与引当金 | 481,563 | 379,227 |
| 未払費用 | 30,164 | 37,043 |
| 未払退職金 | 2,039 | 29,464 |
| 株式報酬費用 | 83,634 | 79,237 |
| 退職給付引当金 | 246,779 | 247,833 |
| 役員退職給付引当金 | 27,295 | 31,130 |
| 資産除去債務 | 38,178 | 38,163 |
| その他 | 40,007 | 29,934 |
| 繰延税金資産小計 | 949,663 | 872,035 |
| 評価性引当額 | 312,253 | 317,127 |
| 繰延税金資産合計 | 637,409 | 554,908 |
| 繰延税金負債 | | |
| 資産除去債務 | 12,246 | 9,621 |
| その他有価証券評価差額金 | 728 | 693 |
| 繰延税金負債合計 | 12,974 | 10,315 |
| 繰延税金資産(負債)の純額 | 624,435 | 544,593 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2021年12月31日）

| | |
|--------------------|--------|
| 法定実効税率 | 30.6% |
| （調整） | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 57.7% |
| 住民税均等割等 | 2.7% |
| 評価性引当額の増減額 | 18.6% |
| 過年度法人税等調整額 | 0.2% |
| その他 | 6.4% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 116.4% |

当事業年度（2022年12月31日）

| | |
|--------------------|-------|
| 法定実効税率 | 30.6% |
| （調整） | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 26.9% |
| 住民税均等割等 | 1.2% |
| 評価性引当額の増減額 | 1.6% |
| 過年度法人税等調整額 | 0.7% |
| その他 | 2.3% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 63.5% |

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借取引に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年と見積り、割引率は 0.12%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) | 当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) |
|-----------------------------|---|---|
| 当期首残高 | 81,946 | 124,686 |
| 建物の不動産賃貸借契約の更新に伴う再見積りによる増加額 | 42,850 | - |
| 時の経過による調整額 | 109 | 51 |
| 当期末残高 | 124,686 | 124,634 |

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | 投資助言報酬 | その他営業収益 | 合計 |
|------|-----------|-----------|---------|-----------|------------|
| 基本報酬 | 3,650,140 | 2,881,144 | 101,860 | 2,705,506 | 9,338,652 |
| 成功報酬 | - | 789,248 | - | - | 789,248 |
| 合計 | 3,650,140 | 3,670,393 | 101,860 | 2,705,506 | 10,127,900 |

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | 投資助言報酬 | その他営業収益 | 合計 |
|------|-----------|-----------|---------|-----------|------------|
| 基本報酬 | 5,087,840 | 2,786,700 | 128,504 | 2,530,984 | 10,534,030 |
| 成功報酬 | - | 257,697 | - | - | 257,697 |
| 合計 | 5,087,840 | 3,044,397 | 128,504 | 2,530,984 | 10,791,727 |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に関する注記の5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

当社のセグメントは、投資運用業者として単一であるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当社のセグメントは、投資運用業者として単一であるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

| 日本 | 米国 | 欧州 | その他 | 合計 |
|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 2,223,297 | 2,178,419 | 1,804,170 | 271,872 | 6,477,760 |

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

主要な顧客ごとの情報

(1) その他営業収益

(単位：千円)

| 顧客の氏名又は名称 | その他営業収益 | 関連するセグメント名 |
|------------------------|-----------|------------|
| Invesco Advisers, Inc. | 1,601,256 | 投資運用業 |
| Invesco Management SA | 366,943 | 投資運用業 |

(2) 委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

| 日本 | 米国 | 欧州 | その他 | 合計 |
|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 1,631,363 | 2,259,198 | 1,574,695 | 238,629 | 5,703,887 |

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

主要な顧客ごとの情報

(1) その他営業収益

(単位：千円)

| 顧客の氏名又は名称 | その他営業収益 | 関連するセグメント名 |
|------------------------|-----------|------------|
| Invesco Advisers, Inc. | 1,567,972 | 投資運用業 |
| Invesco Management SA | 271,145 | 投資運用業 |

(2) 委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1 . 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主 (会社等に限る。) 等

前事業年度 (自 2021年 1 月 1 日 至 2021年12月31日)

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の 所有(被所有) 割合 | 関連当事者との 関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|-------------------------------|--|--------------------|---------------|------------------------|---------------|-------|--------------|-------|--------------|
| 親会社 | Invesco Holdings Company Ltd. | Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK | 16,298,746 千米ドル | 持株会社 | (被所有) 間接 100% | 資金の貸付 | 利息の受取 | 50,694 | 短期貸付金 | 2,500,000 |

(注1) 資金の貸付の受取利息については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

当事業年度 (自 2022年 1 月 1 日 至 2022年12月31日)

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の 所有(被所有) 割合 | 関連当事者との 関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|-------------------------------|--|--------------------|---------------|------------------------|---------------|-------|--------------|-------|--------------|
| 親会社 | Invesco Holdings Company Ltd. | Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK | 16,200,380 千米ドル | 持株会社 | (被所有) 間接 100% | 資金の貸付 | 利息の受取 | 38,472 | 短期貸付金 | 1,500,000 |

(注1) 資金の貸付の受取利息については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度 (自 2021年 1 月 1 日 至 2021年12月31日)

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の 所有(被所有) 割合 (%) | 関連当事者との 関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|---------|---|---|-------------------|---------------|-------------------------------|---------------|--------------------|--------------|------|--------------|
| 親会社の子会社 | Invesco Advisers, Inc. | 1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA | 6,867,943 千米ドル | 投資運用業 | なし | 投資顧問契約の再委任等 | 運用受託報酬及びその他営業収益の受取 | 1,727,799 | 未収入金 | 234,224 |
| 親会社の子会社 | Invesco Senior Secured Management, Inc. | 1166 Avenue of the Americas New York, NY 10036, USA | 4,502 千米ドル | 投資運用業 | なし | 投資顧問契約の再委任等 | その他営業収益の受取 | 442,739 | 未収入金 | 39,712 |

(注1) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2) 運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の 所有(被所 有)割合 (%) | 関連当事者との 関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|---------|---------------------------|---|-------------------|---------------|-------------------------------|-----------------|--------------------------------|--------------|------|--------------|
| 親会社の子会社 | Invesco Advisers, Inc. | 1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA | 6,867,943 千米ドル | 投資運用業 | なし | 投資顧問契約の 再委任等 | 運用受託報酬 及びその他 営業収益の 受取 | 1,763,244 | 未収入金 | 264,565 |
| 親会社の子会社 | Invesco Management SA | 37A Avenue JF Kennedy, L-1855 Luxembourg | 70,207 千ユーロ | 投資運用業 | なし | 投資顧問契約の 再委任等 | 運用受託報酬 及びその他 営業収益の 受取 | 1,395,776 | 未収入金 | 115,224 |

(注1) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2) 運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

Invesco Far East Ltd. (非上場)

Invesco Holdings Company Ltd. (非上場)

Invesco Ltd. (ニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

| 前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) | 当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) |
|---|---|
| 1株当たり純資産額 165,374円74銭 | 1株当たり純資産額 143,117円88銭 |
| 1株当たり当期純損失金額() 571円78銭 | 1株当たり当期純利益金額 2,745円12銭 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

| | 前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) | 当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) |
|--------------------------------|---|---|
| 当期純利益又は 当期純損失()(千円) | 22,871 | 109,805 |
| 普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失()(千円) | 22,871 | 109,805 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 期中平均株式数(株) | 40,000 | 40,000 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

| 科目 | 当中間会計期間 (2023年6月30日) | |
|-----------|-------------------------|-----------|
| | 内訳 | 金額 |
| (資産の部) | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | | 3,767,388 |
| 前払費用 | | 77,900 |
| 未収入金 | | 450,510 |
| 未収委託者報酬 | | 859,356 |
| 未収運用受託報酬 | | 390,200 |
| 未収投資助言報酬 | | 18,564 |
| 短期貸付金 | | 1,500,000 |
| その他の流動資産 | | 296 |
| 流動資産計 | | 7,064,216 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 1 | | |
| 建物附属設備 | 76,423 | |
| 器具備品 | 36,954 | |
| 建設仮勘定 | 14,050 | |
| リース資産 | 925 | 128,353 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 49,369 | |
| ソフトウェア仮勘定 | 2,607 | |
| 電話加入権 | 6,128 | |
| のれん | 174,849 | |
| 顧客関連資産 | 937,276 | 1,170,231 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 3,431 | |
| 差入保証金 | 380,326 | |
| 繰延税金資産 | 300,876 | |
| その他の投資 | 1,762 | 686,396 |
| 固定資産計 | | 1,984,981 |
| 資産合計 | | 9,049,198 |

(単位：千円)

| 科目 | 当中間会計期間 (2023年6月30日) | |
|--------------|-------------------------|-----------|
| | 内訳 | 金額 |
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | | 58,609 |
| リース債務 | | 1,022 |
| 未払金 | | |
| 未払償還金 | 57 | |
| 未払手数料 | 235,159 | |
| その他未払金 | 458,048 | 693,265 |
| 未払費用 | | 453,491 |
| 未払法人税等 | | 41,104 |
| 未払消費税等 | 2 | 145,362 |
| 賞与引当金 | | 448,969 |
| その他の流動負債 | | 27,513 |
| 流動負債計 | | 1,869,338 |
| 固定負債 | | |
| 長期預り金 | | 117,535 |
| 退職給付引当金 | | 820,099 |
| 役員退職慰労引当金 | | 109,725 |
| 資産除去債務 | | 124,609 |
| 固定負債計 | | 1,171,969 |
| 負債合計 | | 3,041,307 |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | 4,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 1,406,953 | 1,406,953 |
| 資本剰余金合計 | | 1,406,953 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 599,304 | 599,304 |
| 利益剰余金合計 | | 599,304 |
| 株主資本合計 | | 6,006,258 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 1,633 |
| 評価・換算差額等合計 | | 1,633 |
| 純資産合計 | | 6,007,891 |
| 負債・純資産合計 | | 9,049,198 |

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

| 科目 | 当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日) |
|--------------|--|
| | 金額 |
| 営業収益 | |
| 委託者報酬 | 4,458,603 |
| 運用受託報酬 | 1,494,847 |
| 投資助言報酬 | 42,410 |
| その他営業収益 | 1,285,808 |
| 営業収益計 | 7,281,669 |
| 営業費用 | |
| 支払手数料 | 1,988,465 |
| その他営業費用 | 1,561,090 |
| 営業費用計 | 3,549,555 |
| 一般管理費 1 | 3,228,022 |
| 営業利益 | 504,091 |
| 営業外収益 2 | 50,204 |
| 営業外費用 3 | 24,687 |
| 経常利益 | 529,608 |
| 税引前中間純利益 | 529,608 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,805 |
| 法人税等調整額 | 243,689 |
| 法人税等計 | 246,494 |
| 中間純利益 | 283,113 |

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

 其他有価証券

 市場価格のない株式等以外のもの

 中間会計期間末日の基準価額により評価しております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

 定率法を採用しております。但し、資産除去債務に係る建物附属設備及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物附属設備 5～18年

 器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な償却年数は20年であります。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金
一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当中間会計期間末に計上すべき貸倒引当金はありません。

(2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当中間会計期間末における自己都合退職による要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は為替換算差損益として処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬、その他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。また、各報酬は、約款または契約書に定められた支払期日に支払いを受けております。

(1) 委託者報酬
委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬
運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 成功報酬
成功報酬は、対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬が確定する際に、それまでに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、収益として認識しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき純資産価額を基礎として算定し、あるいは投資助言契約に定められた額を、契約期間にわたり収益として認識しております。

(5) その他営業収益

その他営業収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき算定し、当社がグループ会社にサービスを提供する期間にわたり収益として認識しております。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」といいます。) を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による当期の中間財務諸表に与える影響はございません。

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

| | (単位：千円) |
|----------------|--------------------------|
| | 当中間会計期間末 (2023年6月30日) |
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 518,206 |

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

| | (単位：千円) |
|--------|--|
| | 当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日) |
| 有形固定資産 | 22,081 |
| 無形固定資産 | 92,031 |

2 営業外収益の主要な項目は、次のとおりであります。

| | (単位：千円) |
|------------|--|
| | 当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日) |
| ヘッジコスト配賦損益 | 35,038 |
| 受取利息 | 15,083 |

3 営業外費用の主要な項目は、次のとおりであります。

| | (単位：千円) |
|--------|--|
| | 当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日) |
| 為替換算差損 | 24,685 |

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

| | 当中間会計期間末 (2023年6月30日) |
|------|--------------------------|
| 1年以内 | 249,762 |
| 1年超 | 541,151 |
| 合計 | 790,913 |

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借契約によるものであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「預金」「未収入金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未収投資助言報酬」「短期貸付金」「預り金」「未払手数料」「その他未払金」「未払費用」「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから注記を省略しております。

当中間会計期間末(2023年6月30日)

(単位:千円)

| | 中間貸借対照表 計上額(*) | 時価(*) | 差額 |
|---------|-------------------|-----------|-------|
| 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 3,431 | 3,431 | - |
| 差入保証金 | 380,326 | 378,260 | 2,065 |
| 資産計 | 383,757 | 381,692 | 2,065 |
| 長期預り金 | (117,535) | (116,874) | 660 |
| 負債計 | (117,535) | (116,874) | 660 |

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

| | 時価 | | | |
|---------|------|-------|------|-------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | - | 3,431 | - | 3,431 |
| 資産計 | - | 3,431 | - | 3,431 |

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位 : 千円)

| | 時価 | | | |
|-------|-------|-----------|-------|-----------|
| | レベル 1 | レベル 2 | レベル 3 | 合計 |
| 差入保証金 | - | 378,260 | - | 378,260 |
| 資産計 | - | 378,260 | - | 378,260 |
| 長期預り金 | - | (116,874) | - | (116,874) |
| 負債計 | - | (116,874) | - | (116,874) |

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

「投資有価証券」

中間会計期間末日の基準価額により評価しております。ただし、市場での取引頻度が高くなく、活発な市場における相場価格とは言えないため、レベル1には該当しません。また、観察可能なインプットを用いて算定されるため、レベル2に該当します。

「差入保証金」

返還されるまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

「長期預り金」

返還するまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

当中間会計期間末 (2023年6月30日)

| 区分 | 取得原価 (千円) | 中間貸借対照表 計上額 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------------|--------------|------------------------|------------|
| 中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | - | - | - |
| その他 | 1,077 | 3,431 | 2,353 |
| 小計 | 1,077 | 3,431 | 2,353 |
| 中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | - | - | - |
| その他 | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| 合計 | 1,077 | 3,431 | 2,353 |

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

| | 当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日) |
|------------|--|
| 当期首残高 | 124,634 |
| 時の経過による調整額 | 25 |
| 当中間会計期間末残高 | 124,609 |

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | 投資助言報酬 | その他営業収益 | 合計 |
|------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|
| 基本報酬 | 4,458,603 | 1,363,214 | 42,410 | 1,285,808 | 7,150,037 |
| 成功報酬 | - | 131,632 | - | - | 131,632 |
| 合計 | 4,458,603 | 1,494,847 | 42,410 | 1,285,808 | 7,281,669 |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に関する注記の5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社のセグメントは、投資運用業者として単一であるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

| 日本 | 米国 | 欧州 | その他 | 合計 |
|---------|-----------|---------|--------|-----------|
| 843,961 | 1,113,097 | 767,457 | 98,549 | 2,823,066 |

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託には公募投信が多数含まれており、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

主要な顧客ごとの情報

(1) その他営業収益

(単位：千円)

| 顧客の氏名又は名称 | その他営業収益 | 関連するセグメント名 |
|------------------------|---------|------------|
| Invesco Advisers, Inc. | 803,542 | 投資運用業 |

(2) 委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 当中間会計期間末 (2023年6月30日) |
|---------------|--------------------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 150,197円28銭 |

| | 当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日) |
|------------------|--|
| (2) 1株当たり中間純利益金額 | 7,077円84銭 |
| (算定上の基礎) | |
| 中間純利益金額(千円) | 283,113 |
| 普通株式に係る中間純利益(千円) | 283,113 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 40,000 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

| | |
|------------------------------------|--|
| <p>金融商品取引法で禁止されている、利害関係人との取引行為</p> | <p>a . 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。 ）。</p> <p>b . 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。 ）。</p> <p>c . 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。 ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。 ）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。</p> <p>d . 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額または市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。</p> <p>e . 上記 c . および d . に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。</p> |
|------------------------------------|--|

5 【その他】

| | |
|--------------------|--|
| <p>定款の変更等</p> | <p>定款の変更は、株主総会の決議が必要です。</p> |
| <p>訴訟事件その他重要事項</p> | <p>訴訟、その他会社の経営に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。</p> |

信託約款

追加型証券投資信託 インベスコ・ジャパン・ニューフロンティア・オープン 運用の基本方針

約款第17条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長をはかることを目的とした運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

非株式割合は、原則として、投資信託財産総額の50%以下とします。

ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

わが国の株式の中から、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して選定した銘柄に分散投資を行います。

TOPIX（東証株価指数）（税引前配当込み）をベンチマークとします。

(3) 投資制限

株式への投資には制限を設けません。

外貨建資産への投資は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。

信託約款

3. 収益分配方針等

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、委託者が、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託約款

追加型証券投資信託 インベスコ・ジャパン・ニューフロンティア・オープン 信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第1項、第51条、第52条第1項、第54条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第4条の2 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われず。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、

信託約款

受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位、価額および手数料等）

第11条 販売会社は、第6条の規定により分割される受益権を、自動けいぞく投資約款に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、当該基準価額に次に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権価額は1口につき1円に手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、当該取得申込の口数に応じ、販売会社が独自に定める手数料率を当該基準価額に乘じて得た額とします。

第3項および第4項の規定にかかわらず、第44条の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を停止することができます。

（受益証券の種類）

第12条 < 削除 >

（受益証券の再交付）

第13条 < 削除 >

（受益証券を毀損した場合などの再交付）

第14条 < 削除 >

（受益証券の再交付の費用）

第15条 < 削除 >

（投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条および第22条に定めるものに限りません。）

ハ．約束手形

信託約款

二．金銭債権

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条の2 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものおよび第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号(投資法人債券を除きます。)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第16条の3 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。))および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以

信託約款

下、本条および第28条において同じ。) 、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第16条、第16条の2第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条まで、第26条、第33条から第35条に掲げる取引を行うことができます。

(運用の基本方針)

第17条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第18条の2 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第19条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第20条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第21条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし(以下同じ。)、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジ対象有価証券の組入れ可能額(組入れヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に投資信託財産が限月までに受け取る組入れ公社債および組入れ外国貸付債権信託受益証券および組入れ貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受け取る組入れ有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条の2第2項に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額」といいます。)の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売り予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が為替の買い予約

信託約款

と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の価額変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は現金に限るものとします。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(投資信託財産が1年以内に受け取る組入れ有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条の2第2項に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受け取る組入れ有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建てで、投資信託財産の外貨建資産組入れ可能額(約款上組入れ可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入れ公社債および組入れ外国貸付債権受益証券ならびに外貨建組入れ貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が金融商品運用額より少ない場合には外貨建資産組入れ可能額に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入れ有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第22条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第23条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産への投資制限)

第24条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第25条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場

信託約款

合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第26条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約外貨の評価)

第27条 投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限り、)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存にかかる業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(株式の保管)

第29条 <削除>

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(一括登録)

第31条 <削除>

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第32条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第33条 委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第34条 委託者は、前条の規定による売却の代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第35条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。)を目的とし

信託約款

て、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1．一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

2．再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

3．借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内

一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

再投資に係る収益分配金の支払資金の手当のための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第36条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第37条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替え金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第38条 この信託の計算期間は、原則として毎年11月6日から翌年11月5日までとします。ただし、11月5日が休業日の場合は、6日以降の最初の営業日を決算日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告）

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第40条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受けの際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。

前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。

第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産に計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1万分の150の率を乗じて得た金額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分方法は別に定めるものとします。

信託約款

第1項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に投資信託財産中から支弁します。

(利益の処理方法)

第42条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費および信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第43条 <削除>

(収益分配金の再投資)

第44条 収益分配金は、委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第45条 受託者は、収益分配金および償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額を言います。以下同じ。)については第44条第1項および第46条第1項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第46条第2項の規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受託者は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金及び一部解約金の支払い)

第46条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から当該受益者に支払います。

前各項に規定する償還金及び一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金の時効)

第47条 受益者が、信託終了による償還金について前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(受益権の買取り)

第48条 販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益権を買取ります。

受益権の買取価額は、買取申込日の基準価額から、当該買取に関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

販売会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することができます。

前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受け付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

(一部解約)

第49条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、委託者に1口単位をもって一部解約

信託約款

の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の請求実行日の基準価額とします。

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。なお、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第49条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第50条 委託者は、信託契約の一部を解約することにより信託契約締結日から3年経過した日以降において、受益権の総口数が当初設定口数の10分の1を下回るようになった場合、または第4条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第52条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第53条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求する

信託約款

ことができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第55条の規定にしたがい新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第55条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第56条 第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第50条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第57条 委託者が、受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第57条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第44条第2項および第46条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条(受益証券の種類)から第15条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

信託約款

上記条項により信託契約を締結します。

平成7年11月6日

委託者 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 野村信託銀行株式会社